

小川町バリアフリー基本構想

平成 20 年 3 月

小 川 町



～バリアフリー新法に基づくまちづくり推進～

はじめに



小川町では、障がいのある人を含め、すべての町民が人間として互いに尊重し合い、それぞれが自立した個人として「可能性をもった存在」として認め合い、住み慣れた地域社会の中であたりまえに暮らせる地域、みんなが明るく元気で暮らしやすいまちを目指して平成19年3月に小川町障害者計画「新おがわノーマライゼーション21」を策定しました。

現在、小川町では5人に1人が65歳以上の高齢者であり、急速に高齢社会を迎えようとしており、高齢者がいきいきと暮らせるまちづくりの確立、安全と憩いのまちづくりの推進、高齢者が利用しやすい公共交通、道路の整備等が望まれています。

このような状況の中、国において、高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の利便性・安全性の向上を促進するため、平成18年12月に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー新法)が施行されました。

小川町においてもこの法律に基づき、ハード面だけでなく、人的な対応や情報提供などのソフト対策も充実させ、身体的状況や年齢、国籍などに関係なく、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方を踏まえた社会環境を実現するため、この基本構想を策定しました。

今後、基本構想の「だれもが安全で円滑に利用できる公共交通、みんなが明るく元気で、安全で暮らしやすいまちづくりを目指し、町民を主体とした社会環境づくりを進める。」という基本理念に基づき事業の推進にあたってまいります。

結びに、策定にあたりましてご尽力賜りました小川町バリアフリー基本構想策定協議会の皆様をはじめ、貴重なご意見やご提言を賜りました関係事業者の皆様に心から感謝申し上げます。

平成20年3月

小川町長

笠原喜平

目 次

第 1 章 バリアフリー基本構想の基本的考え方	1
1 - 1 小川町バリアフリー基本構想策定の目的と背景	1
1 - 2 バリアフリー新法	5
第 2 章 バリアフリー化の基本方針	10
2 - 1 基本理念	10
2 - 2 基本方針	12
2 - 3 目標年次と推進体制	13
2 - 4 推進体制	14
第 3 章 重点整備地区	17
3 - 1 基本構想の地区設定	17
3 - 2 重点整備地区の設定	19
第 4 章 重点整備地区の現状と課題	20
4 - 1 バリアフリー化の現状と課題	20
4 - 2 道路空間・歩行空間・旅客施設等の現状	23
第 5 章 生活関連施設・生活関連経路の設定	25
5 - 1 生活関連施設の設定	25
5 - 2 生活関連経路等の設定	28
第 6 章 基本構想の全体像	32
6 - 1 バリアフリー歩行空間ネットワーク	32
6 - 2 バリアフリーネットワーク計画	34
第 7 章 バリアフリー化のために実施すべき特定事業等	36
7 - 1 特定事業等の整備方針	36
7 - 2 特定事業等	37
7 - 3 実施すべき特定事業等	43
7 - 4 その他の実施すべき事業等	62
7 - 5 バリアフリー化の促進に関する事項	67
第 8 章 基本構想の実現に向けて	69
8 - 1 重点整備地区の取組み	69
8 - 2 今後の取組み	71

資料編・単語・項目索引

資料編には、基本構想の文章中に「資料参照」と記載しました内容を「資料編」に整理してあります。

単語・項目索引の手助けとなるよう、文章中に「アンダーライン箇所」をつけましたので、「単語・項目索引」をご参照ください。

資料編の項目

資料 1：バリアフリー新法とは	・・資 - 1
資料 2：上位計画、関連計画	・・資 - 5
資料 3：両整備ガイドラインにおける対象者と対象とするケース	・・資 - 20
資料 4：小川町バリアフリー基本構想策定協議会設置要綱等	・・資 - 22
資料 5：策定協議会等の意見や要望について	・・資 - 24
資料 6：重点整備地区とは（国交省バリアフリー新法より参照）	・・資 - 31
資料 7：上位計画・関連計画におけるバリアフリー化の課題	・・資 - 33
資料 8：信号機等	・・資 - 35
資料 9：移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準とは	・・資 - 36
資料 10：新たに追加された経過措置	・・資 - 39
資料 11：特定事業計画とは	・・資 - 41
資料 12：単語・項目索引	・・資 - 42

第1章 バリアフリー基本構想の基本的な考え方

1 - 1 小川町バリアフリー基本構想策定の目的

(1) 策定の目的

□ まちづくりの理念として □

「小川町バリアフリー基本構想」は、ハード面だけでなく、人的な対応や情報提供などのソフト対策も充実させていき、身体的状況や年齢、国籍などに関係なく、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方を踏まえた社会環境を実現する基本理念のもと策定します。

「小川町第4次総合振興計画～活気ある未来～（平成18年3月）」に基づくまちづくりを進めるこの考え方を基本とし、バリアフリーのまちづくりを進めるため策定します。

「新おがわ ノーマライゼーション21～みんなが明るく元気で暮しやすいまちをめざして～」における地域でのノーマライゼーションの実現と、障害者自立支援法（平成18年施行）の理念に従い、必要なサービス量の把握と適切なサービスの提供を行っていくため策定します。

□ 法的位置づけとして □

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下、「バリアフリー新法」という）の「基本方針」に基づき、高齢化の進展、障害者が社会の様々な活動に参加する機会の確保等から、高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保するため基本構想を取りまとめます。

高齢者、障害者等の移動又は施設の利用に係る身体の負担を軽減させ、利用上の利便性及び安全性向上（以下、「バリアフリー化」という）の促進を図っていく「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方に基づき、すべての利用者が利用しやすい施設・設備の整備の実現に向けた基本構想を取りまとめます。

□ まちづくり計画の整備方針として □

駅を中心にして、だれもが安全で円滑に利用できる公共交通、だれもが安全で暮らしやすいまちづくりを進めるため、実情を総合的に把握・整理、調査・検討を行います。その上で、バリアフリー新法に基づく基本構想による重点整備地区を位置づけ、まちづくりを実現していく道筋を取りまとめてること、効果的・効率的な資金調達と実現化方策を見出すことを目的とします。

小川町バリアフリー基本構想では、中心市街地となっている小川町駅周辺をユニバーサルデザインの考え方を踏まえた社会環境を実現する優先順位の高い地区として捉えます。特に、小川町駅南口駅前広場の整備について高齢者、障害者等の意見を十分に聴き、それを反映させることに努め、実現に向けた方向性とします。

(2) 基本構想の構成

バリアフリー新法（法第25条）では、当該市町村の区域内の「重点整備地区」について、移動円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想「バリアフリー基本構想」が作成できます。

このことから町では、小川町バリアフリー基本構想に定める事項を次の通りとします。

資料1 参照

小川町バリアフリー基本構想に定める事項

バリアフリー化の基本の方針

重点整備地区の位置・区域

生活関連施設・生活関連経路の設定

バリアフリー化に関する事項

等を構成する一般交通用施設に関する事項

実施すべき特定事業、その他の事業

(1) 移動等円滑化のために実施すべき特定事業

- 1) 公共交通特定事業
- 2) 道路特定事業
- 3) 道路特定事業
- 4) 準（道路）特定事業
- 5) 交通安全特定事業
- 6) 都市公園特定事業
- 7) 路外駐車場特定事業
- 8) 建築物特定事業

(2) その他の実施すべき事業

(3) 基本構想の位置づけ

この基本構想は、バリアフリー新法に基づき策定するもので、ユニバーサルデザイン政策大綱（平成17年7月）の考え方を踏まえ、新たに策定された「小川町第4次総合振興計画～活気ある未来～（平成18年3月）」に基づくまちづくりを進める小川町にとって、バリアフリー基本構想の策定は住民と一体となって活性化・再生を推進する上で重要です。

基本構想の策定にあたっては、バリアフリー新法に係るすべての法令等をはじめ、小川町第4次総合振興計画及び関連する上位計画・関連計画等との整合を図ります。

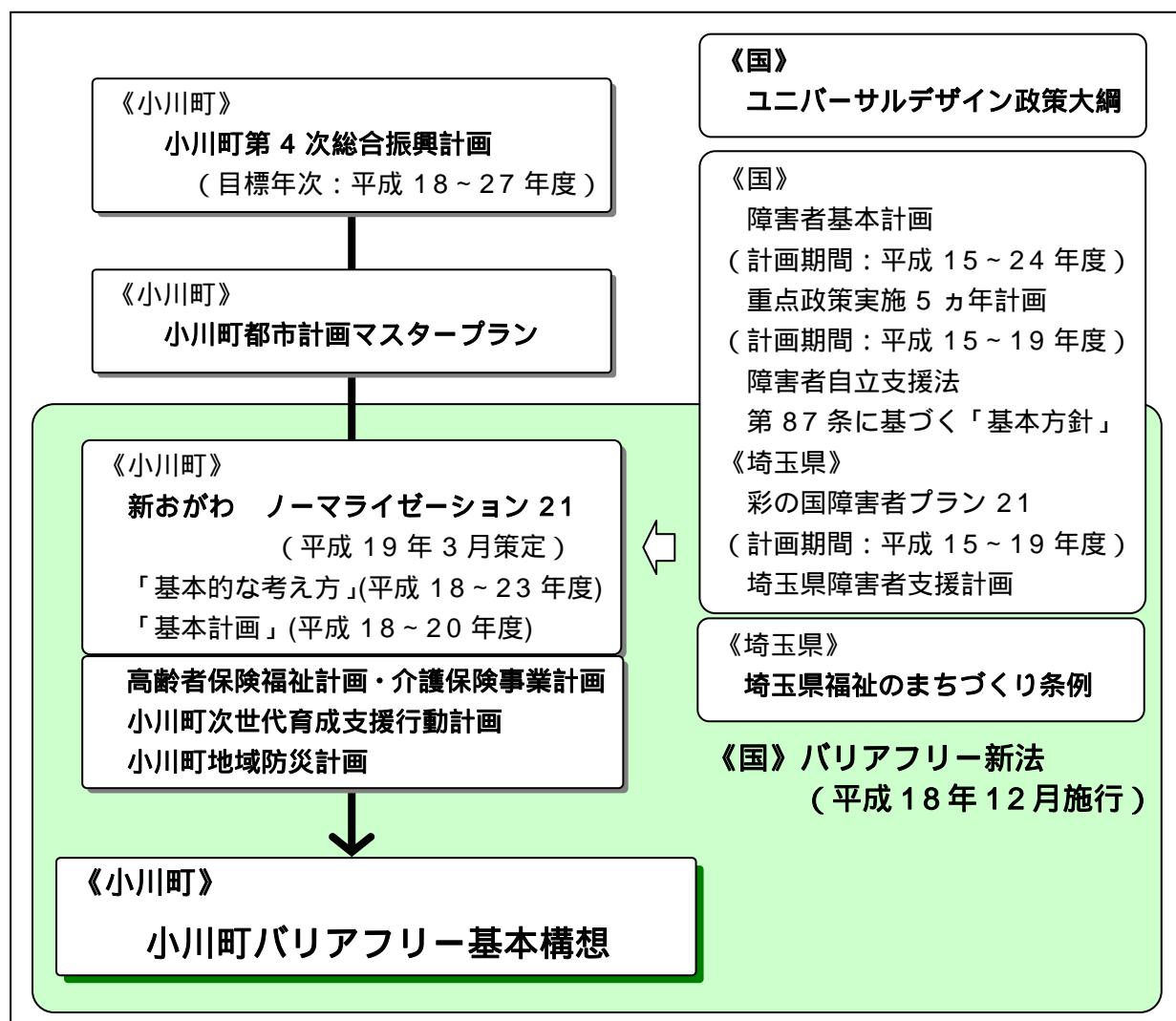
□小川町

平成18年3月	小川町第4次総合振興計画策定
平成19年8月	小川町都市計画マスタープラン一部改訂
平成19年3月	新おがわ ノーマライゼーション21策定
平成18年3月	高齢者保険福祉計画・介護保険事業計画策定
平成17年3月	小川町次世代育成支援行動計画策定
平成19年3月	小川町地域防災計画策定

□埼玉県

平成17年3月	埼玉県福祉のまちづくり条例
---------	---------------

小川町バリアフリー基本構想の位置づけ



(4) 上位計画、関連計画

バリアフリー基本構想に関連するバリアフリー新法に係るすべての法令等をはじめ、以下の小川町第4次総合振興計画及び関連する上位計画・関連計画等との整合を図ります。

資料2 参照

□ 関連する上位・関連計画

計画名称	計画期間	策定年月	計画の役割	根拠法
小川町第4次総合振興計画 [基本構想]	平成18 ~ 27年度	平成18年3月	町のまちづくりの最高理念であり目指すべき将来像やその達成に向けたまちづくりの目標等を明らかにするもの	・地方自治法
小川町都市計画マスタートップラン	平成10 ~ 27年度	平成19年8月 一部改訂	[基本構想] 21世紀を視野に入れ町の自然、歴史、文化、産業を踏まえた「みんなが快適にくらせるまち」実現のため必要な都市計画に関する基本の方針	・都市計画法
新おがわノーマライゼーション21	平成18 ~ 23年度	平成19年3月	だれもが暮らしやすい、やさしい社会づくりを目指し、障害者の実態やニーズの把握に努め21世紀初頭を展望した基本的な方針と行うべき事業を明確にし、障害者施策を総合的かつ計画的に推進するもの	・障害者基本法 ・障害者自立支援法
高齢者保険福祉計画・介護保険事業計画	平成18 ~ 20年度	平成18年3月	予防重視型システムに転換を図り、サービスの質の向上を目指し、長寿社会にふさわしい保健福祉を構築するための基本的な政策目標を定め、取組むべき施策を明らかにしたもの	・老人保健法 ・老人福祉法 ・介護保険法
小川町次世代育成支援行動計画	平成17 ~ 26年度	平成17年3月	次世代育成支援に係る社会の要請に鑑み、小川町の次代を担う世代を健やかに育てるための行動指針としての計画（総合振興計画の分野別計画）	・次世代育成支援対策促進法
小川町地域防災計画	平成19 年度以降	平成19年3月	町内全域に係る災害に關し、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等の災害対策を実施するための計画	・災害対策基本法
埼玉県福祉のまちづくり条例	平成7年 条例制定 平成17年 改正	平成17年3月 改正	福祉のまちづくりを進める具体的な方策として高齢者、障害者等が円滑に利用できる生活関連施設の整備の促進のため施設のバリアフリー化整備基準等を定めている	・ユニバーサルデザイン政策大綱等

1 - 2 バリアフリー新法

(1) バリアフリー新法施行の背景

「バリアフリー新法」は、ハートビル法と交通バリアフリー法を統合した法律です。高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる旅客施設等のバリアフリー化に加え、ハートビル法のもと官公庁施設や福祉施設等との連携を図る観点から、バリアフリー新法(平成18年法律第91号)として改正、平成18年12月20日に施行されました。

8頁参照

道路や交通施設から、福祉施設や商業施設にいたるまで、連続的なバリアフリー化を促進することがねらいとなっています。

これまで建築物や公共施設、公共交通機関のバリアフリー化については、平成6年6月に制定された「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(以下、「ハートビル法」という)」及び平成12年度に制定された「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(交通バリアフリー法)」等により、段差の解消や視覚障害者誘導用ブロックの設置など、着実に整備が進んできました。

交通バリアフリー法に基づく基本方針を変更し、市町村が基本構想を策定する際に建築物も含めた一体的なバリアフリー対応について配慮されるよう明確化することとされた平成16年2月の地域再生推進のためのプログラムを受け、所要の変更を行い、平成16年10月14日、国家公安委員会委員長・総務大臣・国土交通大臣の共同告示により変更が公表されました。

具体的には、市町村が策定する基本構想の指針となるべき事項として、建築主にバリアフリーな環境設備を義務付けた法律であるハートビル法(高齢者、障害のある人等が円滑に利用できる建築物の建築を促進するため、建築主への指導、誘導等の総合的な措置を講じることにより、速やかに建築物の質の向上を図ることを目的とし平成6年6月29日に公布)に基づくバリアフリー化と連携して、連続的な移動経路の確保が行われるように関係者間で十分な調整を図るべきこと等が記載されました。これにより、今後、歩道と建築物との間について、段差の解消や視覚障害者誘導用ブロックの連続性の確保などがこれまで以上に図られ、旅客施設、歩道、建築物等の一体的なバリアフリー対応の推進が期待されることになりました。

(2) バリアフリー新法の概要

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

高齢者、障害者等の円滑な移動及び建築物等の施設の円滑な利用の確保に関する、施策を総合的に推進するため、主務大臣による基本方針並びに旅客施設、建築物等の構造及び設備の基準の策定のほか、市町村が定める重点整備地区において、高齢者、障害者等の計画段階からの参加を得て、旅客施設、建築物等及びこれらの間の経路の一体的な整備を推進するための措置等を定める。

基本方針の策定

主務大臣は、移動等の円滑化の促進に関する基本方針を策定

移動等の円滑化のために施設管理者等が講すべき措置

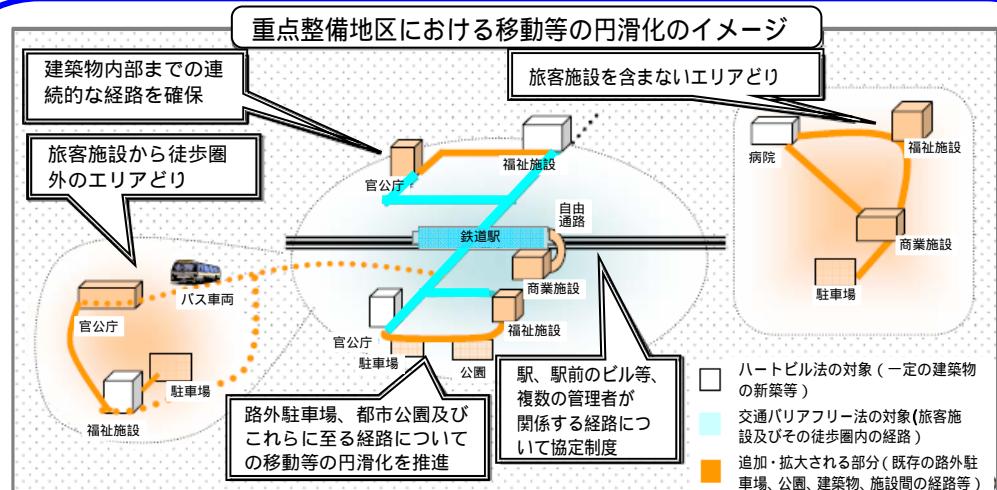


これらの施設について、新設又は改良時の移動等円滑化基準への適合義務

既存のこれらの施設について、基準適合の努力義務

等

重点整備地区における移動等の円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な実施



市町村は、高齢者、障害者等が生活上利用する施設を含む地区について、基本構想を作成
公共交通事業者、道路管理者、路外駐車場管理者、公園管理者、建築物の所有者、
公安委員会は、基本構想に基づき移動等の円滑化のための特定事業を実施

重点整備地区内の駅、駅前ビル等、複数管理者が関係する経路についての協定制度

等

住民等の計画段階からの参加の促進を図るための措置



基本構想策定期の協議会制度の法定化

住民等からの基本構想の作成提案制度を創設

等

バリアフリー新法施行で変わること

高齢者や障害者など、あらゆる人たちが社会活動に参加し、自己実現できるために、近年、建築物や交通機関などにおいて着実にバリアフリー化が進められてきました。しかし、施設ごとにバラバラにバリアフリー化が進められ、連続的なバリアフリー化が図られていない、ソフト面での対策が不十分などの課題がありました。

そこで、**<高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律>**が制定されることにより、従来対象となっていた建築物、公共交通機関、道路に加えて、路外駐車場、都市公園にも、バリアフリー化基準(移動等円滑化基準)への適合が求められるなど、バリアフリー化が促進されます。また、駅を中心とした地区や、高齢者、障害者などが利用する施設が集中する地区において、面的なバリアフリー化が進められます。

さらに、住民参画などのソフト面での施策の充実も図られます。



旅客施設、歩道、建築物の一体的なバリアフリー化の促進

交通バリアフリー法 (市町村の作成する計画に基づき連続的にバリアフリー化)

ホームや駅構内にて

- ・エレベーターの設置による段差の解消やホームドア等の設置による転落防止



改札にて

- ・車いす使用者のみならず、ベビーカー利用者などを含めて、誰もが通行しやすい幅の広い改札口の設置等。



駅前広場及びバス停にて

- ・ペデストリアンデッキの整備やエレベーターの設置などによる駅前広場のバリアフリー整備
- ・ノンステップバスの運行にあわせて歩道の嵩上げを行うとともに、ノンステップバスの運行時刻等をバス停留所に表示。



歩道等のバリアフリー化

- ・高齢者、身体障害者等が歩きやすいみちの実現等



今回の基本方針 変更点

建築物の出入口にて ・一体的なバリアフリー化への取組み



- ▷スロープの設置
- ▷視覚障害者誘導用ブロックの連続性の確保など

ハートビル法 (建築物のバリアフリー化)

建築物

- ・不特定多数の者が利用する建築物等で2,000m²以上のものについてバリアフリー化の基礎的基準(利用円滑化基準)への適合を義務付け
- ・義務付け対象外建築物についてバリアフリーの基礎的基準への適合を努力義務付け
- ・優良なバリアフリー対応(バリアフリー化の誘導的基準(利用円滑化誘導基準)に適合)を図った建築物に対し容積率算定特例、表示制度導入等の支援措置

～基準が定められている出入口等の施設～

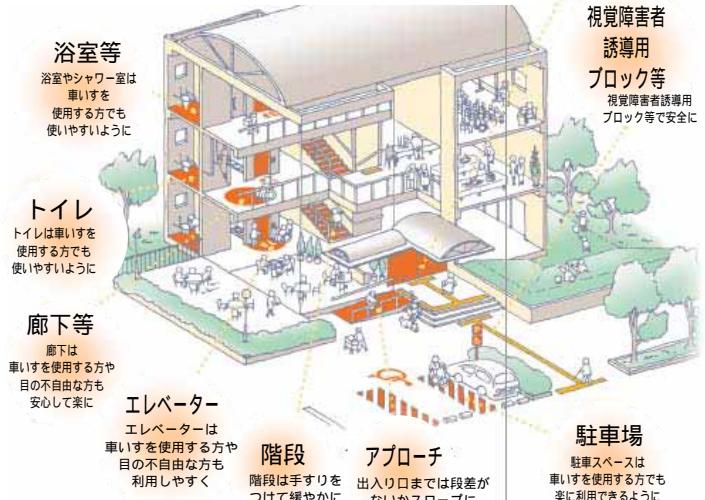
ハートのあるビルをつくろう

劇場や銀行、ホテル、コンビニエンスストアなど、誰もが日常利用する建築物、老人ホームや身体障害者福祉ホームなど、お年寄りや体の不自由な方が主に利用する建築物、事務所や学校、マンションなど、多くの方が利用する建築物は、社会全体の財産です。

お年寄りや車いすを使用する方も、目の不自由な方や耳の不自由な方も、子どもや妊娠中の方も、皆が利用しやすい建築物にしていきましょう。

出入口
玄関や部屋のドアは車いすを使用する方でも通れるように

視覚障害者
誘導用
ブロック等
視覚障害者誘導用
ブロック等で安全に



(3) 基本構想における対象者

バリアフリー新法において、身体障害者のみならず、知的障害者・精神障害者・発達性障害者を含む、すべての障害者が対象となりました。

この基本構想に基づく施策の主な対象者は、「バリアフリー整備ガイドライン（旅客施設編・車両等編）」に示された“対象者とそのケース”とします。

資料3 参照

- (1)高齢者
- (2)肢体不自由者（車いす使用者）[手動車いす・電動車いすを使用]
- (3)肢体不自由者（車いす以外）
 - [杖などを使用・義足・義手などを使用・人工関節などを使用]
- (4)内部障害者
 - [長時間の歩行や立っていることが困難な場合・オストメイト（人工肛門、人工膀胱造設者）]
- (5)視覚障害者 [全盲・弱視・色覚障害]
- (6)聴覚・言語障害者 [全ろう・難聴・言語に障害がある場合]
- (7)知的障害者 [初めて施設を訪れる場合・いつもと状況が変化した場合]
- (8)精神障害者 [初めて施設を訪れる場合・いつもと状況が変化した場合]
- (9)発達障害者 [初めて施設を訪れる場合・いつもと状況が変化した場合]
- (10)妊娠婦
- (11)乳幼児連れ
 - [ベビーカーを使用・乳幼児を抱きかかえている・幼児の手をひいている]
- (12)外国人 [日本語が理解できない場合]
- (13)その他
 - [一時的なけがの場合（松葉杖やギブスを使用している場合など）・病気の場合・重い荷物を持っている・初めて駅を訪れる場合]
 - *高齢者・障害者等においては、複合障害の場合があります。
 - *各障害特性及び各障害に応じた施設整備に配慮することが望まれます。

参考：平成19年7月 国土交通省

「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン（以下、バリアフリー整備ガイドライン（旅客施設編））という」

「公共交通機関の車両等に関する移動等円滑化整備ガイドライン」（以下、バリアフリー整備ガイドライン（車両等編））という」

- ・両整備ガイドラインに基づく施策の主な対象者は、高齢者、障害者等の移動制約者を念頭におきつつ、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方にも配慮されています。
- ・両整備ガイドラインに沿った整備により、すべての利用者にとって使いやすい旅客施設・車両等となることが期待されています。

第2章 バリアフリー化の基本方針

2 - 1 基本理念

この基本構想は、バリアフリー新法に加えて、障害のある人を含め、すべての町民が人間として互いに尊重し合い、それぞれ自立した個人として「可能性を持った存在」として認め合い、住み慣れた地域社会の中であたりまえに暮らせる地域を目指す「新おがわ ノーマライゼーション21」を踏まえ、事業の推進にあたっては、以下の基本理念に基づき取り組みます。

□ 基本理念 □

だれもが安全で円滑に利用できる公共交通、
みんなが明るく元気で、安全で暮らしやすいまちづくりを目指し、
町民を主体とした社会環境づくりを進めます

小川町は、緑豊かな美しい自然に恵まれ長い歴史に培われた郷土文化や伝統産業が息づいております。町は幾多の先人たちの英知と努力によって発展を続け、平成17年2月に合併50周年を迎えました。新たなあゆみが始まった今、これまでの歴史と伝統に息吹と活力を加え、次の世代に引き継ぐことが求められています。

本町の総人口は、平成9年をピークにそれまでの増加傾向から減少傾向に転じています。年少人口「0～14歳」が減少傾向、老人人口「65歳以上」は増加傾向で推移し、少子高齢化が進んでいます。町の人口は減少する傾向にあるものの、高齢化の進展に伴う身体障害者数の増加などにより障害のある人は今後も増加すると予測されています。要介護等認定者数は、高齢化とともに増加し、身体障害者手帳所持者の数も年々増加し、その割合も年齢層「40～64歳」と「75歳以上」が3割台で多く、身体障害者においても高齢化の傾向が見られます。

今後10年のまちづくり第4次総合振興計画「小川町の基本構想」に基づき、“生産年齢人口の減少”に歯止めをかけ、少子化への対応と20歳代人口流出に歯止めをかけるまちづくり戦略が必要になっており、本町においても高齢化の進展への対応や障害者が様々な活動に参加する機会を確保することが求められています。

こうした情勢から「第4次総合振興計画～活気ある未来～」が目指すまちづくりを進め、住民と一緒に活性化・再生を推進する上からも、身体的状況や年齢、国籍などに関係なく「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方に基づき、高齢者や障害者に加え、妊婦や小さな子どもたちまで視野に入れ、だれもが安全で円滑に利用できる公共交通、生活環境や連続した移動環境の整備・改善を図り、だれもが安全で暮らしやすいまちづくりを進める必要があります。

それは、町民のみならず来街者の皆さんにとっても暮らしやすい、住み続けていくたいまちとなることだろうと考えます。

本町では、総合福祉センター（パトリアおがわ）が、ユニバーサルデザインの視点でバリアフリー化されていますが、快適な道路環境確保のための、日常生活に必要な生活道路の整備によるネットワーク化、バリアフリー化など、子どもや障害者、高齢者も安全に歩行できる道路づくりやだれもが利用しやすい駐車場の確保、駅前広場等の駅周辺の整備が遅れています。また、災害時要援護者に配慮した緊急車通行路の確保、平常時にも活用される避難所の整備も地域防災面から必要になっています。

更に、高齢者の住宅環境の整備の面では、高齢者がいきいきと暮せるまちづくりの確立、安全と憩いのまちづくりの推進、町全体の施設利用を視野に入れた高齢者が利用しやすい公共交通、道路の整備、確保も推進していく必要があるなど、障害のある・なしに関わらず、高齢化の進展に対応したバリアフリー化、整備の課題を有しています。

これらの背景から、3つの駅を持つ小川町は、町民のみならず来街者の皆さんも利用される駅を中心にして、高齢者や障害者に加え、妊婦や小さな子どもたちまで視野に入れ、『だれもが安全で円滑に利用できる公共交通、みんなで明るく元気で、安全で暮らしやすいまちづくりを目指し、町民を主体とした社会環境づくりを進める』を基本理念とし、ハード面だけでなく、人的な対応や情報提供などのソフト面も含めたバリアフリー整備を進めています。

2 - 2 基本方針

小川町においても高齢化の進展への対応や障害者が様々な活動に参加する機会を確保することが求められていること等から、高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することが重要となっております。「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方に基づき、すべての利用者（妊婦や小さな子どもたちも含む）にとって利用しやすい施設・設備の整備が実現されるよう4つの基本方針を設定します。

□ 小川町バリアフリー化の基本方針 □

住み続けていきたいまちづくりに向けたバリアフリー化の取り組みを進めます

“生産年齢人口の減少”に歯止めをかけ、少子化への対応と20歳代人口流出に歯止めをかけるための「まちづくりの基本的な方針」として、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、住み続けていきたいまちづくりに向けたバリアフリー化の取り組みを進めていくこととします。

バリアフリー基本構想に基づき段階的・継続的な取り組みを進めます

重点整備地区におけるバリアフリー化の事業を段階的・継続的に推進します。
「新おがわ ノーマライゼーション21」との調和を図りつつ推進します。
生活関連施設及び生活関連経路等に関連してバリアフリー化が必要と思われる町道や生活経路のバリアフリー化を進めます。
重点地区内での路外駐車場等や新たに建築される公共の建物のバリアフリー化については、「小川町バリアフリー基本構想策定協議会」との連携・調整を図りながら進めます。
ユニバーサルデザインの考え方を踏まえた施設整備を実現するため、優先順位の高いと考えられる小川町駅南口駅前広場の整備を中心とする小川町駅周辺の整備を実現していきます。

バリアフリー化のため講ずるべき取り組みを進めます

重点地区において、連続したバリアフリー化された経路を1以上確保します。
視覚情報、聴覚情報により、緊急時を含め判りやすく適切な情報提供を進めます。
職員等関係者に対する適切な教育訓練により一層の充実を図ります。
特定事業計画の早期作成を図れるよう関係機関等との調整を進めます。

心のバリアフリーの推進に向けた取り組みを進めます

「新おがわ ノーマライゼーション21」等との調和を図りつつ、国に準じたスパイラルアップと心のバリアフリーの措置を進めます。

2 - 3 目標年次と推進体制

(1) 目標年次

実施すべき特定事業等の整備の目標年次は、平成 22 年（2010年）を基本とします。また、第 1 次の整備目標期間は、平成 20 年度～平成 24 年度の期間とします。短期、中期・長期の期間を設定し、特定事業等の推進を図ります。

バリアフリー新法に基づく基本方針では、平成 22 年（2010年）までに、1 日当たりの平均的な利用者数が 5,000 人以上の全ての旅客施設について、原則としてバリアフリー化を実施する等の目標を掲げてあり、国土交通省は、補助金・税制等の支援措置等により、今後も引き続き、バリアフリー化の実現のための取り組みを推進するものとしています。

整備目標年次については、以下のように設定します。

短期：平成 22 年（12月31日）までに整備事業が完了するもの

中期：平成 24 年度までに整備着手が見込まれるもの

**長期：平成 25 年度以降の着手となる
(整備が確実なもの及び整備時期未定のもの)**

各整備内容・期間は、その期間だけで終了するのではなく、段階的・継続的に整備を充実させていくことを基本とします。

(中期には、まちづくり交付金等の導入による一体的・重点的な整備を想定)

平成 25 年度以降は、整備の状況を見ながら目標を定めていきます。

2 - 4 推進体制

(1) 協議会等の設置

基本構想策定にあたっては、バリアフリー新法第26条に定める協議会と高齢者・身体障害者等の利用当事者の意見を反映させるための2つの組織を設置しました。

策定後は、推進体制として実施に係る連絡調整を行うため、庁内調整会議と協議会との連携を図りつつ特定事業等の推進を図ります。

1) 小川町バリアフリー基本構想策定協議会（平成19年6月29日設置）

基本構想策定にあたり設置する協議会は、関係行政機関（道路管理者、公安委員会）との基本構想作成に関する協議及び基本構想の実施に係る連絡調整を行うため、新法第26条に定める協議会として設置します。

学識経験者・町民団体及び福祉団体等の代表者、公共交通事業者、道路管理者及び公安委員会の代表、関係行政機関で構成しています。

資料4 参照（設置要綱・名簿）

2) 小川町バリアフリー推進会議（平成19年8月2日設置）

公共交通機関、生活関連施設及び生活関連経路等を利用する当事者である高齢者・身体障害者等の意見を基本構想に反映させるため、重点整備地区として設定する「小川町駅周辺地区」において、町内の関係団体・施設・関係行政機関等と連携して活動する組織として「小川町バリアフリー推進会議」（以下、「推進会議」という）を設置しました。

推進会議は、重点整備地区としてのバリアフリー化の状況を踏まえ、利用当事者による現地調査を行い、利用当事者等の意見が反映されるよう、参加者の幅広い意見をとりまとめ、小川町バリアフリー基本構想策定協議会へ提言します。

(2) 策定協議会と推進会議の活動内容と今後の進め方

策定協議会及び推進会議において、検討を進めています。



(3) 策定協議会等の意見の反映

バリアフリー新法第 26 条に定める協議会として設置した小川町バリアフリー基本構想策定協議会及びこの策定協議会にあわせて設置したバリアフリー推進会議での“まち歩き移動点検調査”など、下記の調査等で把握した意見や要望等について、基本構想策定に反映します。

資料 5 参照

1) 策定協議会及び推進会議

策定協議会の協議・意見及び推進会議において実施した「まち歩き移動点検調査」から利用当事者の“生の意見”を基に、基本構想に記載する内容等の設定に反映します。

2) 小川町バリアフリーに関するアンケート調査

策定協議会委員である各障害者団体及び町民代表の方々に実施したアンケート調査の結果を踏まえ、実施していく事業等の設定に反映します。

3) 事業者等ヒアリング・アンケート調査

策定協議会委員である各事業者等の皆さんに実施したバリアフリー化についてアンケート調査とヒアリングの結果を踏まえ、実施していく事業に反映します。

第3章 重点整備地区

3 - 1 基本構想の地区設定

(1) 地区の設定

この基本構想では、「ガイドライン」(移動等円滑化の促進に関する基本方針)に示される「重点整備地区の要件」を満たす地区とし、主要な旅客施設である小川町駅周辺、及びJR竹沢駅・東武竹沢駅周辺の3つの駅周辺を基本構想に重点整備地区として位置づけることを想定しました。

資料6 参照

3つの駅周辺地区から、以下の【地区要件】【事業実現性】【ノーマライゼーション】の3つの考え方で基本構想に示す重点整備地区を設定します。

□ 地区要件

重点整備地区の候補の移動円滑化に関する中心市街地の現状、データ等や、改正中心市街地活性化法の地区要件を視野に入れ実施した現地踏査から得られたバリアフリー化の現状、国道、県道、町道及びその他の生活道路として活用されている道、施設等についての現状を整理した結果を踏まえ設定します。

「基本方針」に定められた留意事項、重点整備地区の要件を踏まえ、高齢者、障害者等の対象と考えられる団体等の意見が反映されるように努めます。

バリアフリー新法に基づき、短期的には効果的な生活経路等のバリアフリー化を実現することが必要であり、中心市街地の旅客施設とその施設を結ぶ一體的な経路を絞り込み、設定します。

□ 事業実現性

上位計画等における重要なネットワーク経路の整備など、優先すべき都市計画マスターplan、緑のネットワーク、歩行者ネットワークルート或いは来街者にとっての観光、遊歩道ルート等のネットワークを形成する経路を配慮して設定します。

自然に恵まれた本町を訪れる乗降客の多くが、旅客施設である小川町駅と南口駅前広場を利用することを踏まえ、駅前広場の整備を視野に入れた地区として設定します。

小川町のバリアフリー化等の現状把握、資料整理の結果について、町の実情に応じた具体的かつ明確な目標を設定し、府内調整会議で検討するとともに、事業を実現していく地区を設定します。

□ ノーマライゼーション

「新おがわ ノーマライゼーション 21」で実施された障害者、高齢者等対象のアンケート調査結果及びバリアフリー整備の問題点や課題、今後のバリアフリー整備への期待など交通事業者・利用当事者へのアンケート調査やヒアリングにより把握した結果を活用して設定します。

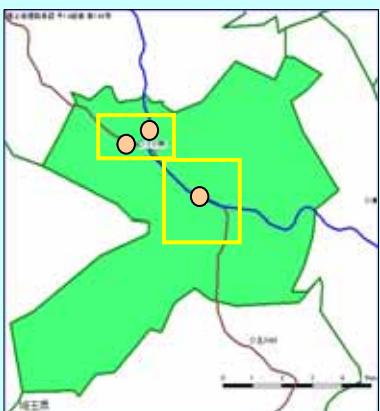
(2) 地区設定の考え方

バリアフリー新法において拡充された「重点整備地区の要件」を満たす主要な旅客施設である小川町駅周辺、及びJR竹沢駅・東武竹沢駅周辺の3つの駅周辺地区の上位計画・関連計画等の位置づけ、バリアフリー化の現状とその方向性、町の財源確保を勘案し、以下の流れで抽出し、設定します。

資料7参照

重点整備地区要件に基づく2地区選択

対象地区を2地区想定



小川町駅周辺を中心とする概ね
2km四方(400ha)の範囲



JR竹沢駅・東武竹沢駅周辺付近を中心とする範囲



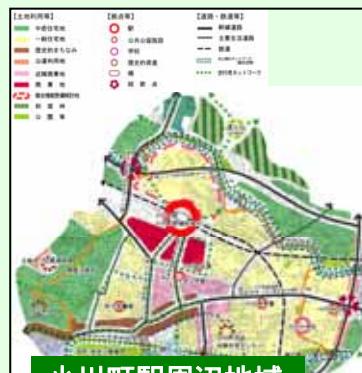
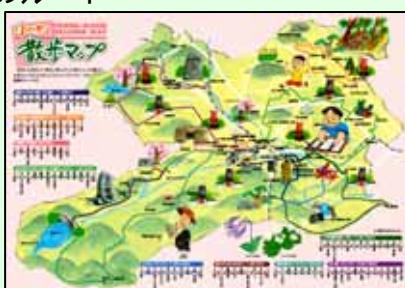
JR竹沢駅・東武竹沢駅周辺

上位計画、各種の観光歩行ルート等の歩行者ネットワーク及び意見の反映

各種のマップに示された歩行者ネットワーク・歩行経路等の重ね合わせ

都市計画マスタープランにおいて“歩行者ネットワークの形成”を目指すとされたルート等との整合観光や自然を資源とする小川町の特性を活かして推進が図れるルート

公共施設ガイドマップ・子育てマップの施設散策マップ、小川町文化財マップ、おがわまち万葉の歌めぐりマップ等のルート



小川町駅周辺地域



竹沢地域

利用当事者等の意見の反映
まち歩き移動点検調査の意見
施設利用の状況等地域の実情
事業者等の意見の反映

重点整備地区を設定

重点的かつ一体的にバリアフリー化する必要がある駅周辺地区

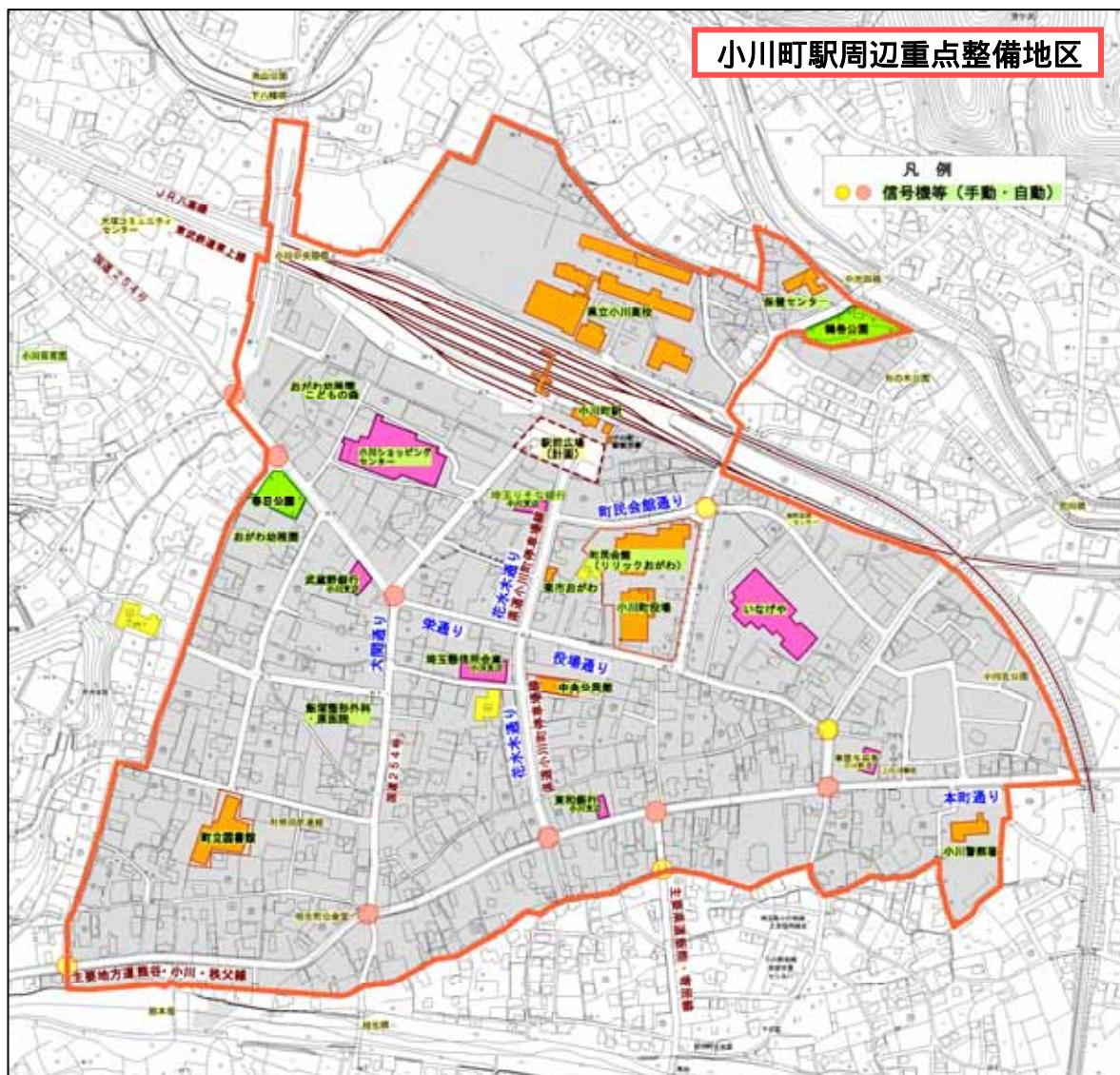
重点整備地区

3 - 2 重点整備地区の設定

(1) 重点整備地区

基本構想策定地区設定の考え方、重点整備地区要件、策定協議会での検討、協議の結果等を基に、早期に小川町におけるユニバーサル社会の実現を目指し、あらゆる人たちが社会活動に参加し、自己実現するため必要と考えられる図に示す小川町駅（旅客施設）南側の範囲を中心に、バリアフリー化を重点的・一体的に推進する重点整備地区に設定します。

旅客施設（利用者数 6,180 人／日）小川町駅、町役場、町民会館（リリックおがわ）高齢者・障害者等の利用も多い大型商業店舗・病院・銀行など行政施設や民間の生活関連施設が多数立地しているこの範囲を重点整備地区とします。



町道の整備も含め関連する事業等が動き始める「JR竹沢駅・東武竹沢駅周辺地区」は設定からはずします。

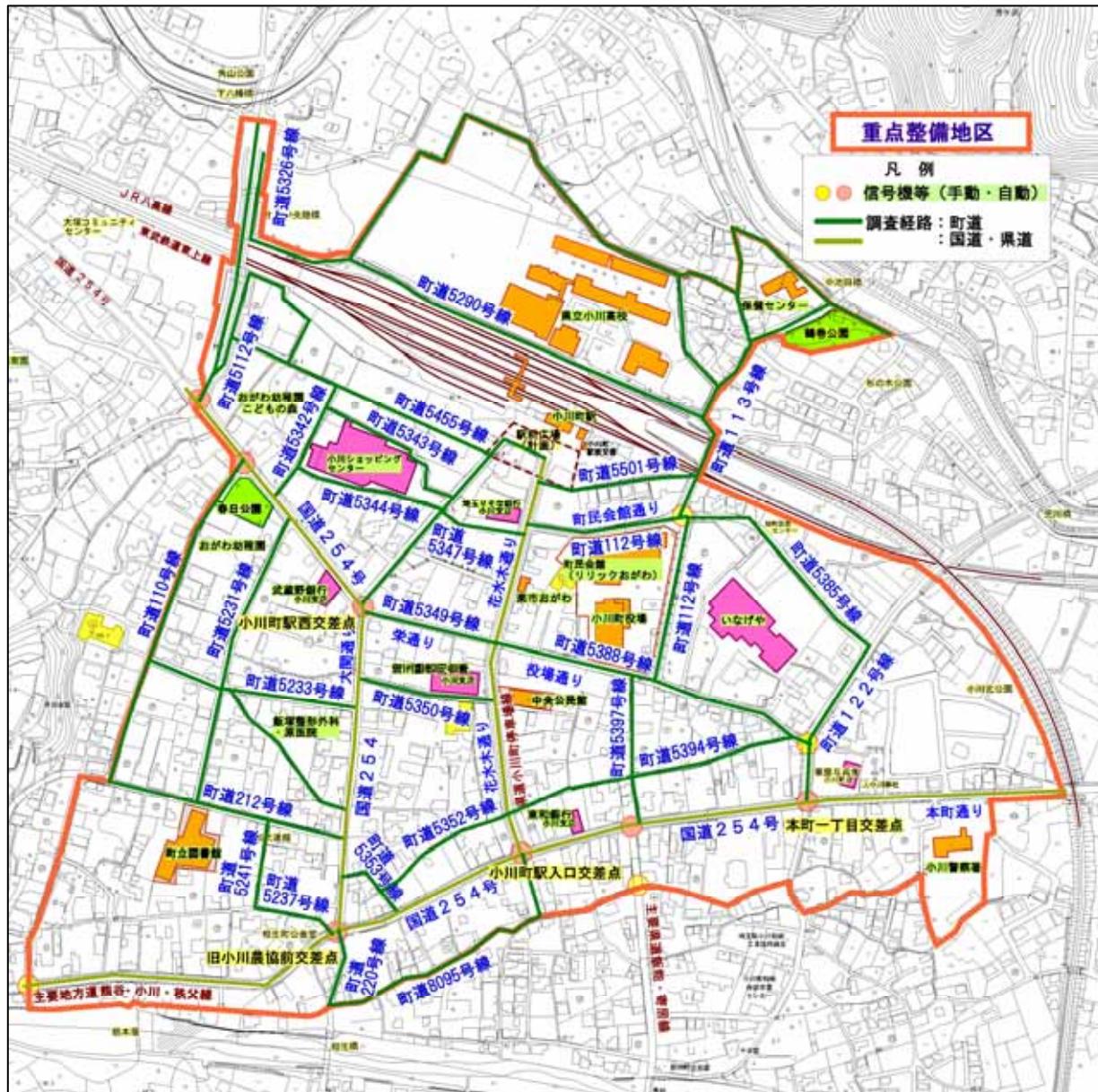
駅から少し離れ、高齢者等の自動車やバスでの利用が多い「小川赤十字病院」等の生活関連施設は、バス・タクシー等の公共交通網の整備や路外駐車場のバリアフリー化も組み合わせる際に検討します

第4章 重点整備地区の現状と課題

4 - 1 バリアフリー化の現状と課題

現地踏査は、重点整備地区要件を踏まえ、小川町駅周辺重点整備地区内の主要な道路の歩道状況（路線名の確認、区間、歩道有無・幅員の確認等）について、実施しました。

□小川町駅周辺重点整備地区の現地踏査経路



(1) 現地踏査から見た現状と課題

歩道の整備状況

フェンスやガードパイプがある歩道、一部歩道、歩道切り下げ段差のある歩道、路肩の白線表示による歩行空間確保、歩道部が側溝と重複或いは水路の蓋上が歩道等となっています。



普段の歩行者経路となっている一部拡幅された道路、或いは生活道路として利用される幅員の狭い道路等の多くは、歩道がありません。

現地踏査を行った結果、重点整備地区内において歩道の整備がされている箇所は限られています。

道路の整備状況

《国道 254 号》

交通量の多い国道は、両側に幅員 1.3 ~ 1.8 m 程度の歩道がありますが、歩道中央部に電柱や交通標識が設置されている箇所も見られ、視覚障害者等の歩行には注意が必要です。歩道のマウントアップ解消や障害物の撤去もしくは点字ブロック等による適切な誘導が必要と考えられます。

都市計画道路駅西通り線と重なる区間の小川町駅西交差点から旧小川農協前交差点までは、両側に歩道があるものの幅が 1 m 未満かつ切り下げ勾配箇所が多く、平坦な箇所が少なく、また、車道との段差が 10 cm 以上の箇所もあり、高齢者・障害者等だけでなく、一般の通行にも大きな障害となっているため、歩道幅員の確保や路地等を利用した迂回路の整備が必要と考えられます。

小川町駅西交差点以北では、両側に歩道が設置され、春日公園交差点部分には点字ブロックが敷設されています。また、春日公園周辺は歩道が整備され通行上の問題は少ない場所となっています。

《県道小川町停車場線（花水木通り）》

県道小川町停車場線は両側にインターロッキング舗装の歩道が整備され、交差点部分には点字ブロックが敷設されています。しかし、インターロッキング舗装面は破損・欠損箇所、段差が多く見られるため適切な舗装改良と保守管理が必要と考えられます。



歩道部分に設置されたベンチ・花壇・植栽マス等により歩道幅員が狭められている箇所があり、これ以外にも歩道に面した店舗の看板、鉢植え、自転車等が、高齢者・障害者等には通行の障害となる可能性があります。よって適切な歩道幅員の確保及び障害物の撤去の徹底などが必要と考えられます。

《町道 112 号線（町民会館通り）》

県道小川町停車場線の交差点から町民会館（リリックおがわ）前までの区間では片側に水路蓋を利用した歩道が設定されていますが、水路蓋のがたつき等が若干見られます。

役場横の区間には、両側に点字ブロックが敷設された歩道が整備されていますが、街路樹の根などにより舗装に隆起・破損箇所が見られ、高齢者・障害者等には通行の障害となる可能性があるため、舗装の改良が必要と考えられます。

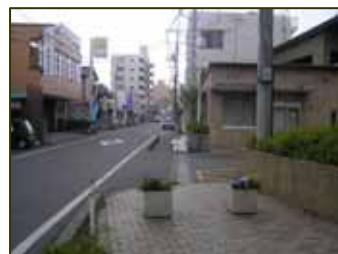


町道 112 号線と町道 5388 号線（役場通り）の交差部分では街路樹が歩道部分にはみ出しており、幅員が狭くなっているため、角地の記念碑と一体となった歩行路等の改良、検討が必要と考えられます。



《町道 5388 号線（役場通り）》

役場前アプローチには一部インターロッキング舗装され、障害者用駐車スペースとしての表示があり障害者等への配慮がされています。県道小川町停車場線の交差点から役場



前までの区間は、歩道が整備されておらず、連続した歩道の整備が必要と考えられます。

《その他の町道》

道路幅員が広く車通りの少ない町道の多くは歩道が整備されていません。しかし、日常の歩行ルートとして利用されているため、歩行者が安全に歩けるように適切な誘導・表示が必要と考えられます。

道路幅員の狭い町道は幹線道路に並行する路地（生活道路）として歩行者に活用されており、見通しの良さや夜間の安全性を向上させ、安心・安全な歩行ルートとしてより多くの歩行者の利用を促す必要があると考えられます。



4 - 2 道路空間・歩行空間・旅客施設等の現状

(1) 道路空間・歩行空間の現状と課題

《道路空間》

広域幹線道路として国道254号バイパスが完成し、通過交通を市街地から減らすこととなっていますが、主要地方道熊谷・小川・秩父線や主要県道飯能寄居線などは、市街地を通過しているため、都市計画道路環状1号線の早期完成を図り、バイパス化を推進することで通過交通を減らし、あわせて歩道空間の確保等バリアフリー化への対応を促進していく必要があると考えられます。

地域幹線道路の中心になっている主要地方道及び一般県道においては、未整備区間も多く残されていますが、中心市街地や基本構想対象区域における整備を検討する際には、関係機関との十分な協議を図りつつ、一体的なバリアフリー化を視野に入れた整備を図る必要があります。

日常的に町民が利用している生活道路等では、道路網整備を推進する際には、幹線道路と連絡するよう一体的なバリアフリー化を視野に入れた整備が必要であると考えられます。

歩行者が利用する橋りょうには、幅員が狭く老朽化が進んでいる箇所もあり、今後、道路整備や河川改修の計画と整合させながら、整備を進めていくことが課題となっています。そのため、各種都市計画事業との調整を図りながら、一体的なバリアフリー化整備の促進を視野に入れ、これら道路・橋りょうの整備は計画的かつ重点的に進める必要があると考えられます。

《歩行空間》

日常的に町民が利用している幹線道路等を横切るような生活道路や通学路、来街者が観光、まち歩きに利用する道路等には、歩道のない道路も多く、安全・快適に歩行できるようにする必要があります。歩行空間ネットワークのバリアフリー経路として整備を推進する際には、幹線道路等との一体的なバリアフリー化を視野に入れた整備が必要であると考えられます。

バリアフリーネットワークを整備する際は、高齢者や障害者等が利用しやすい明確な移動経路の確保だけでなく、適確なサイン・情報案内板等と連携させた整備が必要であると考えられます。

(2) 旅客施設等の現状と課題

《旅客施設》

小川町駅は、JR八高線と東武東上線が乗り入れる地上駅ですが、ホームは階段のみでバリアフリー化整備はまだ行われていません。一般的なトイレは改札口付近に整備されていますが、障害者等用トイレは設置されていません。平成22年のバリアフリー化目標年次までに整備の方向性を定めるためには、基本構想に位置づける必要があると考えられます。

小川町駅はIC乗車券の相互利用が可能であり、乗り継ぎ、乗換え等の利便性は不便無く行えますが、エレベーター、エスカレータ等が跨線橋に無く、また、駅前広場へは階段と勾配の急なスロープ等を利用するため、段差解消のための整備が必要であると考えられます。



《建築物》

公共施設をはじめとする町民利用が多い建築物は、官公庁施設、病院、商業施設、銀行等の金融機関、郵便局、学校等が想定されますが、総合的なバリアフリー化整備についてはまだ十分ではないと考えられます。

今後は、利用当事者の町民意見を反映できるよう、また、高齢化が進んでいくことが考えられる町の実情に対応できるよう長期的視野に立ち、計画的にバリアフリー化を検討する必要があると考えられます。

《都市公園》

重点整備地区要件に整合する2km四方の範囲に位置する主な都市公園は、春日公園、鶴巻公園ですが、園路、駐車場、トイレのバリアフリー化対応はまだ整っていません。バリアフリー化基準（都市公園移動等円滑化基準）に適合させるための一定の方向性を明らかにしておく必要があると考えられます。

《信号機等》

町内の信号機等は、現在、自動信号機33基、手押し信号機23基が整備されています。音声信号機も逐次設置されています。既に重点整備地区内の主要な交差点等に信号機（自動7基、手押し3基）が10基設置されています。

資料8参照

今後も、利用者の要望を聞きながら対応を進めていくことが望ましいと考えられます。

《路外駐車場》

役場、町民会館（リリックおがわ）町立図書館や比較的大きな規模の民間駐車場に車いす利用者等用の駐車スペースが確保されている他は、特に車いす使用者等が円滑に利用できる駐車場は少ないため、高齢者・障害者等の利用が多い施設ではスペース確保と分かりやすい案内表示等の設置が望ましいと考えられます。

小川町駅周辺には、町民の方々が普段利用される商業施設、医療施設（病院、医院）、銀行等の周辺に500m²を超える路外駐車場がたくさん点在していますが、これらにも車いす利用者等用の駐車スペースの確保と分かりやすい案内表示等の設置について、民間事業者と協働して進めていく必要があると考えられます。

第5章 生活関連施設・生活関連経路の設定

5 - 1 生活関連施設等の設定

重点整備地区内において対象とする生活関連施設は、次の考え方を前提に検討し、設定します。

生活関連施設の設定の考え方

「高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設（バリアフリー新法第二条二十一号イ）」とし、施設の利用の状況等を勘案して選定します。

「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方に基づいたすべての利用者（妊婦や小さな子どもたちも含む）にとって利用しやすい施設・設備の整備を目指す施設を設定します。

（1）生活関連施設における移動等円滑化に関する事項

長期的な展望を明らかにする観点から、重点整備地区内において中長期的な整備の対応となるものについても、対象施設等を幅広く設定します。

1) 生活関連施設等

建築物

生活関連施設である既存建築物を対象とし、すべての人が安全かつ円滑に当該建築物を利用できるよう、道路等の敷地の外部から施設内までの1つ以上の移動経路を確保するために、今後、施設管理者と協議・調整を進め、必要な整備内容を設定します。

建築物特定施設は、ハートビル法の利用円滑化誘導基準及び「建築物移動等円滑化誘導基準」及び「埼玉県福祉のまちづくり条例」に基づき設定します。

都市公園

園路及び広場を設けている公園では、高齢者、障害者及び妊婦や子供たちが、快適に安心して利用できるように努め、設定します。

「都市公園移動等円滑化基準」及び「埼玉県福祉のまちづくり条例」に基づき設定します。

信号機等

必要かつ整備可能な箇所については、利用者の要望を聴きながら、中長期的な対応のなかで設定します。

道路標識・道路標示等は、公安委員会、道路管理者との協議により、設定します。

路外駐車場〔500m²以上の公共公益的駐車場〕

特定路外駐車場には、車いすを使用している者が円滑に利用できる駐車場を1箇所以上整備するように努め、民間にも働きかけ、設定します。

高齢者、障害者及び妊婦等が円滑に利用できるように障害者用駐車場の整備に努め、民間にも働きかけ、また、快適に安心して利用できるよう移動経路を整備するように努め、民間にも働きかけ、設定します。

「路外駐車場移動等円滑化基準」及び「埼玉県福祉のまちづくり条例」に基づき設定します。

(2) 公共交通機関における移動等円滑化に関する事項

実施すべき公共交通機関における移動等円滑化に関する事項は、重点整備地区内において中長期的な整備の対応となるものについても、対象施設等を設定します。

1) 旅客施設

駅舎は、移動しやすい経路の整備、わかりやすい誘導案内設備の整備、高齢者・障害者等に対応した使いやすい設備の整備に向け、エレベーターや多目的トイレの整備、連続した移動等円滑化された経路を1以上確保するよう継続的な推進に努め、民間にも働きかけ、設定します。

駅舎の橋上化、自由通路整備については、今後も検討を進めます。

(3) その他の公共交通機関等

重点整備地区において設定する公共交通機関等(「旅客施設」を除く)の「車両等」は、以下のように想定します。

1) 鉄軌道車両

東武東上線の鉄軌道車両のバリアフリー化については、事業者の継続的な推進が図られるよう努め、民間にも働きかけます。

2) バス車両

小川町においては、各事業者ともワンステップバス中型を中心に運行しており、車両のバリアフリー化については、中長期的な対応として車両更新時のワンステップバスの導入の継続的な推進が図られるよう努め、民間にも働きかけます。

車両等	事業者	施設名
鉄軌道車両	東武鉄道	東武東上線車両
	J R 東日本	J R 八高線車両
バス車両	川越観光自動車株式会社	ワンステップバス・ノンステップバス(中型・大型)
	国際十王交通株式会社	ワンステップバス・ノンステップバス(中型・大型)
	イーグルバス株式会社	ワンステップバス・ノンステップバス(中型・大型)

(4) 対象となる生活関連施設等

重点整備地区におけるバリアフリーネットワーク経路を構成する「生活関連施設」等は、以下のように想定します。

旅客施設 [E - 1 : 駅 (5000 人 / 1 日以上)]

施設名	施設の名称	管理者	番 号
旅客施設	小川町駅駅舎 (東武・JR)・東武主管駅	東武鉄道	E - 1

表中略称にて記載 (東武 : 東武鉄道株式会社、 JR : 東日本旅客鉄道株式会社)

施設名	施設の名称	管理者	番 号
建築物 (公共)	図書館	小川町	B - 1
	小川町役場		B - 2
	町民会館 (リリックおがわ)		B - 3
	中央公民館		B - 4
	保健センター		B - 5
	楽市おがわ		B - 6
建築物 (民間)	小川赤十字病院	民間	b - 1
	ヤオコー		b - 2
都市公園	春日公園	小川町	G - 1
	鶴巻公園		G - 2
信号機	自動信号機	公安委員会等	Sj
	手動信号機		St
道路標識 道路標示	標識・カーブミラー等	公安委員会等 道路管理者	D H
	視覚障害者用横断帯等		D h
路外駐車場	小川町役場駐車場	小川町	P - 1
	リリック専用駐車場		P - 2
	図書館の駐車場		P - 3
	民間商業施設駐車場 (ヤオコー等)	民間	P a
	病院等の大規模駐車場		P b

5 - 2 生活関連経路等の設定

重点整備地区内でネットワークを構成する生活関連経路は、策定協議会等で選定した生活関連施設をつなぐ特定経路と一体的に設定します。

生活関連経路の設定の考え方

対象とする生活関連施設及び施設間の移動経路等を生活関連経路の対象として設定します。

利用当事者のアンケート結果を踏まえ、病院への通院、公共施設や金融機関への訪問、通いなれた商業施設等の利用の多い移動経路等を対象として設定します。

これに加えて、以下の観点等にも配慮しつつ生活関連施設をつなぐ生活関連経路についても設定します。

- ・子どもたちの通学路として使われている生活道路及び利用目的となっている沿道の施設へのルート
- ・来街者や町内の観光の際の様々な歩行ルート、散策ルート等に設定された路地や道路
- ・災害時の避難所として使われる施設までの誘導経路、子育て中の親がベビーカーを押して出かけられる等のルート

資料2 [地域防災計画]参照

(1) 生活関連経路における移動等円滑化に関する事項

長期的な展望を明らかにする観点から、重点整備地区内において中長期的な整備の対応となるものについても、対象経路を幅広く設定します。

1) 生活関連経路及び構成する施設

道 路

重点整備地区内のバリアフリーネットワーク経路を構成する国道、県道、町道等について、生活関連経路として設定した整備内容に応じて道路管理者と十分に検討・調整を進め、設定します。

特定経路等はだれもが快適に安心して歩ける道路・歩道空間となるように設定します。

特定経路等は出来る限り回遊性を持たせるように設定します。

「道路移動等円滑化基準」及び「埼玉県福祉のまちづくり条例」に基づき設定します。

駅前広場

小川町駅南口においては、ユニバーサルデザインを踏まえた駅前広場となるように設定します。

- ・段差の解消・視覚障害者誘導用ブロックの敷設
- ・駅前広場の案内情報設備の整備
- ・身体障害者等が利用しやすい乗降スペースの整備
- ・路線バス等車両への対応や高齢者、障害者等の利用しやすい乗降場や通路、運行情報の案内が分かりやすい整備に配慮した乗降場の整備

(2) 対象となる生活関連経路等

重点整備地区内のバリアフリーネットワーク経路を構成する「生活関連経路」等の道路及びその区間は、以下のように想定します。

表中に、生活関連経路の設定に必要な番号を重点整備地区内の各道路に付けておきます。

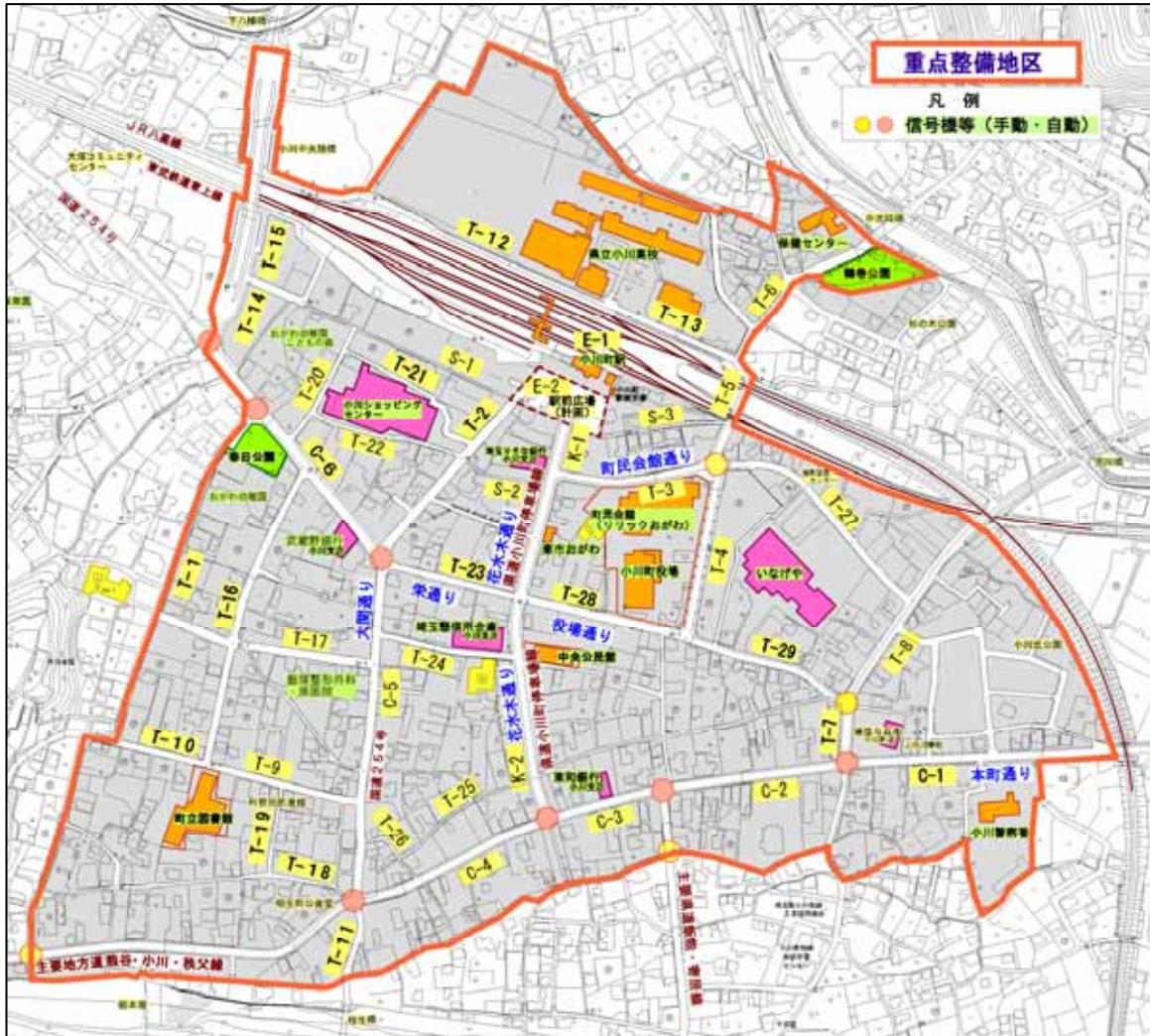
国道・・・・・・Cで表記

県道・・・・・・Kで表記

町道・・・・・・Tで表記

生活道路等・・・Sで表記

駅前広場・・・・Eで表記



1) 生活関連経路

国道 [C]

施設名	区間・備考 [管理者 : 国]	番号
国道 254 号	J R 八高線鉄橋～本町1丁目交差点まで	C - 1
	本町一丁目交差点～本町二丁目交差点まで	C - 2
	本町二丁目交差点～小川町駅入口交差点まで	C - 3
	小川町駅入口交差点～旧小川農協前交差点まで	C - 4
	旧小川農協前交差点～小川町駅西交差点まで	C - 5
	小川町駅西交差点～春日公園交差点まで	C - 6

県道 [K]

施設名	区間・備考 [管理者 : 埼玉県]	番号
県道小川町停車場線	駅前広場～町民会館通りへの交差点まで	K-1
	K-2 県道小川町停車場線(花水木通り)の町民会館通りへの交差点～国道254号まで	K-2

町道 [T]

施設名	区間・備考 [管理者 : 小川町]	番号
町道110号線	春日公園前交差点～国道254号とのT字交差点まで	T-1
町道111号線	小川町駅西交差点～小川町駅駅前広場まで	T-2
町道112号線	K-2 県道小川町停車場線(花水木通り)の交差点～町民会館(リリックおがわ)交差点まで	T-3
"	町民会館(リリックおがわ)交差点～役場前の交差点まで	T-4
町道113号線	町道113号線の町民会館(リリックおがわ)前の交差点～小川高校方向交差点まで	T-5
"	町道113号線の小川高校方向交差点～中池田橋(兜川)まで	T-6
町道122号線	本町一丁目交差点～T-29町道5388号線T字交差点まで	T-7
"	T-7町道122号線～T-27町道5385号線とのT字交差点まで	T-8
町道212号線	国道254号との交差点～図書館前のT-16町道5231号線とのT字交差点まで	T-9
"	図書館前～T-1町道110号線とのT字交差点まで	T-10
町道220号線	旧小川農協前交差点～相生橋手前まで	T-11
町道5090号線	小川高校正門前～JR小川中央陸橋下部まで	T-12
"	小川高校正門前～町道113号線交差点まで	T-13
町道5112号線	JR小川中央陸橋下部(国道254号手前)～T-30町道5455号線との交差部まで	T-14
"	JR小川中央陸橋下部(線路際)～T-30町道5455号線との交差部まで	T-15
町道5231号線	図書館前(北方向へ)～国道254号まで	T-16
町道5233号線	C-5大関通り(国道254号)との交差点～T-16町道5231号線との交差部まで	T-17
町道5237号線	旧小川農協前交差点～T-19町道5241号線T字路まで	T-18
町道5241号線	T-18町道5237号線のT字路～T-9町道212号線に向かう裏路地	T-19
町道5342号線	国道254号～S-1町道5455号線まで	T-20
町道5343号線	ヤオコー駐車場を抜けるT-2町道111号線～T-20町道5342号線とのT字交差点まで	T-21
町道5344号線	T-20町道5342号線とのT字交差部～T-2町道111号線まで	T-22
町道5349号線	K-2 県道小川町停車場線(花水木通り)との交差点～小川町駅西交差点まで	T-23

施設名	区間・備考 [管理者 : 小川町]	番号
町道5350号線	K - 2 県道小川町停車場線花水木通り ~ C - 5 国道254号まで	T-24
町道5352号線	K - 1 県道小川町停車場線(花水木通り) ~ T - 26 町道5352号線とのT字交差部まで	T-25
町道5353号線	C - 5 大関通り(国道254号) ~ C - 4 国道254号とのT字路まで	T-26
町道5385号線	町民会館(リリックおがわ)前の交差点 ~ T - 8 町道122号線まで	T-27
町道5388号線	K - 2 県道小川町停車場線(花水木通り)との交差点 ~ 役場前の交差点まで	T-28
町道5388号線	役場前の交差点 ~ T - 7 ・ T - 8 町道122号線とのT字交差点まで	T-29

生活道路 [S]

施設名	区間・備考 [管理者 : 小川町]	番号
町道5455号線	小川中央陸橋下T - 14 町道5112号線 ~ T - 2 町道111号線及びE - 2 駅前広場までの商業施設横の水路上の道路	S - 1
町道5347号線	T - 2 町道111号線 ~ K - 1 県道小川町停車場線(花水木通り)までの道路	S - 2
町道5501号線	E - 2 駅前広場 ~ T - 5 町道113号線までの水路上の道路	S - 3

2) 駅前広場

特定経路を構成する駅前広場

施設名	施設の名称 [管理者 : 東武鉄道]	番号
駅前広場	小川町駅南口駅前広場	E - 2
	南口バスバース	
	タクシープール	

第6章 基本構想の全体像

6・1 バリアフリー歩行空間ネットワーク

(1) 歩行空間ネットワークの形成の考え方

バリアフリー化された歩行空間ネットワークは、不連続では意味をなさず、施設から施設をつなぎその連續性を確保してはじめて、高齢者、障害者等の円滑な移動が可能となります。

この基本構想では、バリアフリー新法に基づく「道路の移動等円滑化整備ガイドライン」改訂の方向性を踏まえ、小川町独自の歩行者ネットワークを考慮に入れ、その連續性を確保するために必要な道路・区間を整備・改良するという観点で、4つのネットワーク経路の設定の考え方について留意した歩行空間ネットワークの形成を進めます。

資料9 参照

1) ネットワーク経路等の考え方

□ ネットワーク形成に必要な経路

歩道の有効幅員を原則確保できる道路だけではなく、ネットワーク形成に必要な道路は、長期的に望ましい姿を見据えた上で、「道路移動等円滑化基準」に新たに追加された経過措置を適用することにより、段階的にその整備内容を拡充していくものとして歩行空間ネットワークに組み入れ、当分の間効果のある整備を推進し、バリアフリー歩行空間ネットワークを形成します。

資料10 参照

□ 利用実態を踏まえた経路

経路の選定にあたっては、高齢者、障害者等の安全の確保はもちろんのこと、利用形態や障害特性を考慮した利便性、利用の実態（遠回りにならない経路、わかりやすい経路、回遊性を考慮した経路とすること等）にも留意します。

□ 通勤・通学時間帯の利用アクセス経路

施設と施設をつなぐ移動経路に加え、多くの人が通勤・通学時間帯に利用する経路や駅に行くために利用する経路も留意します。

□ 地区のあるべきネットワーク経路

だれもが安全で円滑に利用できる公共交通、また、みんなが明るく元気で、安全で暮らしやすいまちづくりが推進できるように、重点整備地区全体のあるべき歩行者ネットワーク経路の形成に留意します。

2) 特定経路等を構成する道路等の考え方

次に示す5つの考え方を基本にして経路に組み込んだバリアフリーネットワークを計画し、各々に対応したバリアフリー化に向けた整備を進めます。

特定経路を構成する道路

「生活関連施設」間を結ぶバリアフリーネットワークを形成する主要な移動経路のうち早期にバリアフリー化が必要な経路「生活関連経路」

特定経路を構成する駅前広場

「生活関連施設」間を結ぶバリアフリーネットワークを形成するため必要な経路としての交通施設

準特定経路を構成する道路

「生活関連施設」間を結ぶために設定する特定経路を除いた経路で、特定経路を補完するバリアフリー化が必要な「生活関連経路」

生活道路

生活道路として使われている移動経路で「生活関連施設」間を結ぶ経路を補完するバリアフリー化が望ましい経路

路地状道路

「特定経路」「準特定経路」等の経路につながる移動経路（生活道路、通学路等）として使われている幅員が比較的狭い道路でバリアフリー化への配慮を図ることが望ましい経路

6 - 2 バリアフリーネットワーク計画

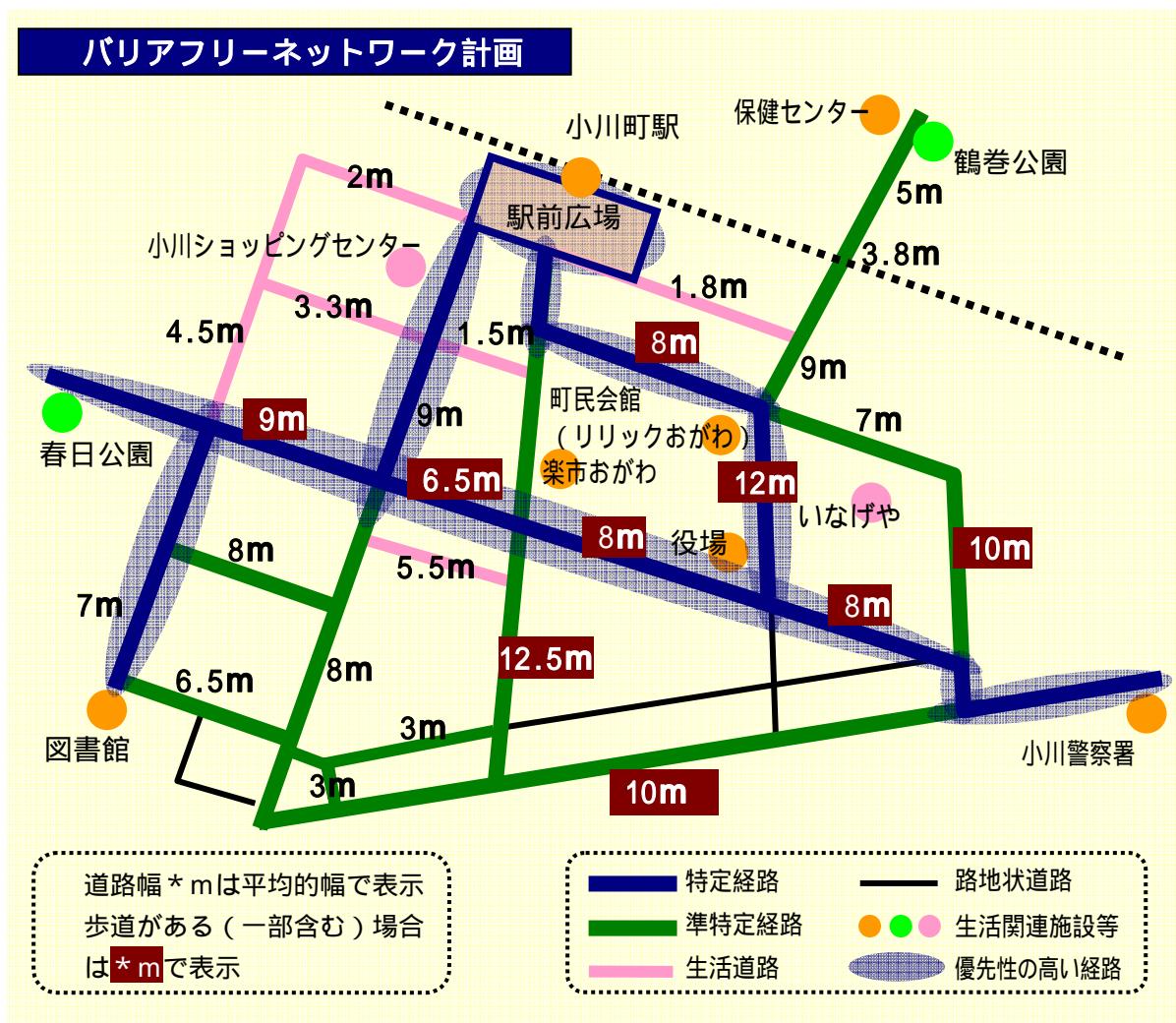
歩行空間のバリアフリーネットワーク計画にあたっては、都市計画等の道路整備に関する計画との整合、利用当事者アンケート結果、まち歩き移動点検調査、交通事業者ヒアリング内容、今後の事業化、実現化の推進等に関する府内調整会議での意見などを踏まえ、バリアフリー化の計画を作成します。

また、上位計画等の歩行者動線ネットワークに加えて、様々な移動経路が示されている観光、自然観察、文化・歴史探訪ルート等のパンフレットや子育てマップなどの日常生活的な資料内容も配慮に入れて計画します。現状の道路の利用形態にも配慮し、生活道路や路地状の道路もネットワークの一部として位置付けるなど、生活関連施設等の路外駐車場・駐輪場等とのネットワークについても一体的に捉え計画します。

(1) バリアフリーネットワーク

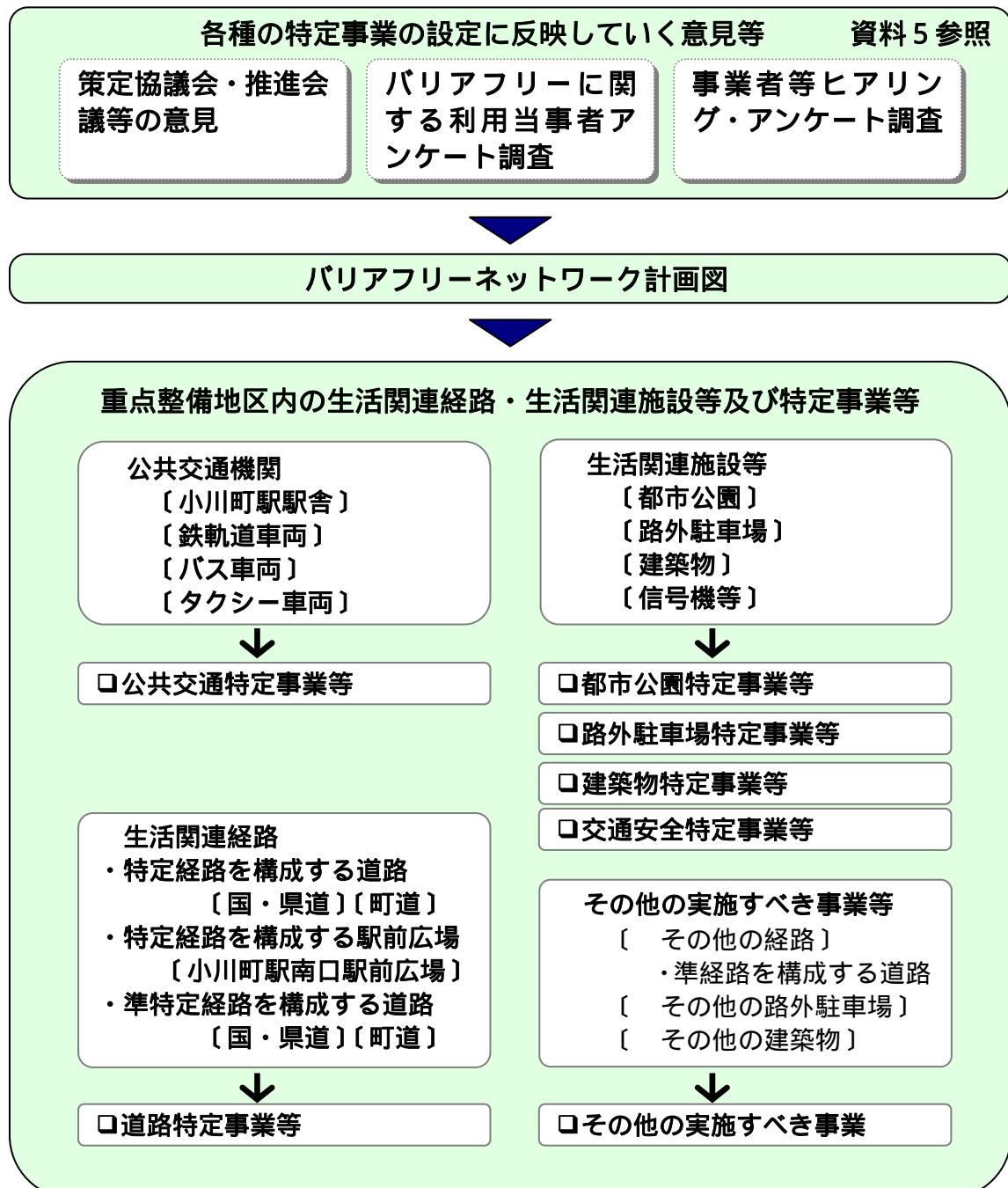
バリアフリーネットワーク形成の対象となる「公共交通施設、生活関連経路、生活関連施設」等は、バリアフリー化のために実施すべき事業等を考慮に入れながら、基本理念、基本方針を踏まえた計画とします。

図のように小川町駅周辺重点整備地区の実情に対応した「特定経路を構成する道路」「特定経路を構成する駅前広場」「準特定経路を構成する道路」「生活道路」「路地状道路」の5つの経路によって主要な施設等むすぶバリアフリーネットワーク計画とします。



(2) 実施すべき特定事業等への意見の反映

バリアフリーネットワーク計画に基づく「公共交通機関、生活関連施設、生活関連経路、その他の事業」等に関する概ねの実施すべき特定事業等の整備内容は、策定協議会等の意見等を反映させ、次のように各々の特定事業等として設定していきます。



第7章 バリアフリー化のために実施すべき特定事業等

7 - 1 特定事業等の整備方針

この基本構想の基本理念、基本方針を踏まえ、「公共交通施設、生活関連経路、生活関連施設」等の実施すべき事業、バリアフリー化については、バリアフリー新法、バリアフリー新法の省令関係等及び公共交通移動等円滑化基準の施行を契機に改定された「バリアフリー整備ガイドライン（旅客施設編）」「バリアフリー整備ガイドライン（車両等編）」の両ガイドライン、および関係省令等を基本にし、次に示す基本的な考え方に基づき整備を行います。

□ 整備の基本方針 □

整備の対象となる生活関連経路・生活関連施設等のバリアフリー化整備は、「小川町駅周辺重点整備地区」の実情に対応したバリアフリーネットワーク計画に基づいたものとします。

旅客施設に関する特定事業は平成22年までに完了を目指にしていることを考慮に入れ、バリアフリー新法に基づくまちづくりを進める生活関連経路及び生活関連施設等の特定事業の整備時期に基づいたものとします。

短期：平成22年（12月31日）までに整備事業が完了するもの

中期：平成24年度までに整備着手が見込まれるもの

長期：平成25年度以降の着手となる

（整備が確実なもの及び整備時期未定のもの）

準特定経路及びその他の実施すべき事業については、中長期を睨んだ段階的・継続的な取り組みに努め、事業の実施に係るものと連絡調整を行い、事業を進めるものとします。

7 - 2 特定事業等

(1) 実施すべき特定事業等の枠組み

この基本構想における実施すべき特定事業等の枠組みは次の通りです。

■ 公共交通特定事業等

〔小川町駅駅舎〕

・・> エレベーター、多目的トイレの設置

〔鉄軌道車両〕〔バス車両〕〔タクシー車両〕

・・> 鉄軌道・バス・タクシー車両等のバリアフリー化への
継続的な対応

1) 旅客施設 : 小川町駅駅舎(東武・JR) E - 1

2) 車両等 : 鉄軌道車両、バス車両

■ 道路特定事業等

生活関連経路

・特定経路を構成する道路

・・> 国道254号の歩道フラット化

・・> 町道の様々なバリアフリー化への継続的な対応

・特定経路を構成する駅前広場

〔小川町駅南口駅前広場〕

・・> 駅前広場のバリアフリー化(整備の検討)

・準特定経路を構成する道路

・・> 県道の歩道部のバリアフリー化への継続的な対応

・・> 町道の様々なバリアフリー化への継続的な対応

【道路特定事業】

小川町駅南口駅前広場 E - 2

[都市計画決定面積 4,200m²]

【道路特定事業】

《道路特定事業》

道路状況は、標準断面幅員(計画幅員)・歩道状況で示します。

1) 国道254号 C - 1 [幅員10m・歩道あり]

2) 国道254号 C - 6 [幅員10m・歩道あり]

3) 県道小川町停車場線 K - 1 [幅員12m・歩道あり]

[都市計画道路 小川停車場線(計画幅員18m)の一部区間の約60m]

4) 町道111号線 T - 2 [幅員9m・歩道なし]

[都市計画道路 駅西通り線(計画幅員12m)の一部区間約の510m]

5) 町道112号線 T - 3 [幅員8m・水路上の片側歩道あり]

T - 4 [幅員12m・整備済み歩道あり]

- 6) 町道122号線 T - 7 [幅員 10m ・ 片側歩道]
- 7) 町道5231号線 T - 16 [幅員 7m ・ 歩道なし]
- 8) 町道5349号線 T - 23 [幅員 6.5m ・ 歩道なし]
 (一方通行規制あり)
- 9) 町道5388号線 T - 28 [幅員 8m ・ 一部歩道あり]
 (一方通行規制あり)
- 10) 町道5388号線 T - 29 [幅員 8m ・ 片側歩道]

《準特定事業》

- 1) 国道254号 C - 2 ・ C - 3 ・ C - 4 [幅員 10m ・ 歩道あり]
- 2) 国道254号 C - 5 [幅員 8m ・ 歩道なし]
 [都市計画道路 駅西通り線 (計画幅員 12m)]
- 3) 県道小川町停車場線 K - 2 [幅員 12m ・ 歩道あり]
 [都市計画道路小川停車場線 (計画幅員 18m) の一部区間約 290m]
- 4) 町道113号線 T - 5 [幅員 9m ・ 水路上に一部片側歩道]
- 5) 町道113号線 T - 6 [幅員 3.8 ~ 5m (鉄橋下付近) ・ 歩道なし]
- 6) 町道122号線 T - 8 [幅員 10m ・ 片側歩道]
- 7) 町道212号線 T - 9 [幅員 6.5m ・ 区画線境界 (側溝あり) 表示]
- 8) 町道5233号線 T - 17 [幅員 8m ・ 歩道なし]
- 9) 町道5352号線 T - 25 [幅員 3m ・ 歩道なし]
 町道5353号線 T - 26 [幅員 3m ・ 歩道なし]
- 10) 町道5385号線 T - 27 [幅員 7m ・ 一部歩道あり]

■ 都市公園特定事業等

- ▶ [都市公園]
 .. > 春日公園、鶴巻公園でのバリアフリー化への継続的な
 対応

【都市公園特定事業】

春日公園 G - 1

鶴巻公園 G - 2

■ 路外駐車場特定事業等



〔路外駐車場〕

・・> 小川町役場駐車場、町民会館（リリックおがわ）駐車場等への対応

【路外駐車場特定事業】

小川町役場駐車場 P - 1

[現状：障害者用駐車スペース 2箇所・駐輪場 500台]

町民会館（リリックおがわ）専用駐車場 P - 2

[現状：障害者用駐車スペース 2箇所]

図書館 P - 3

[現状：障害者用駐車スペース 1箇所]

■ 建築物特定事業等



〔建築物〕

・・> 公共建築物の対応、バリアフリー化への継続的な対応

【建築物特定事業】

図書館 B - 1 [エレベーター 2基]

■ 交通安全特定事業等



〔信号機等〕・・> 要望に対応した設置の検討、継続的な対応

【交通安全特定事業】

信号機 Sj・St

道路標識・道路標示 DH・Dh

(2) その他の実施すべき事業等の枠組み
実施すべき事業等は、次の通りです。

■ その他の実施すべき事業等

▶ その他の実施すべき事業等

- [その他の経路] . . > 生活道路（町道）の改良
- [その他の路外駐車場] . . > 民間の駐車場への期待
- [その他の建築物] . . > 民間の対応への期待

《他の経路（バリアフリーネットワーク準経路を構成する道路）》

1) 生活道路

町道 5342号線 T - 20

町道 5344号線 T - 22

町道 5350号線 T - 24

2) 路地状道路

町道 5455号線 S - 1

町道 5347号線 S - 2

町道 5501号線 S - 3

《他の路外駐車場（民間等の大規模な駐車場等）》

1) 民間商業施設駐車場 P a

2) 病院等の大規模駐車場 P b

《他の建築物（公共及び民間等の既存の不特定多数が利用する建築物）》

1) 小川町役場 B - 2

[現状：エレベーター 1基設置]

2) 町民会館（リリックおがわ）B - 3

[現状：エレベーター 1基設置]

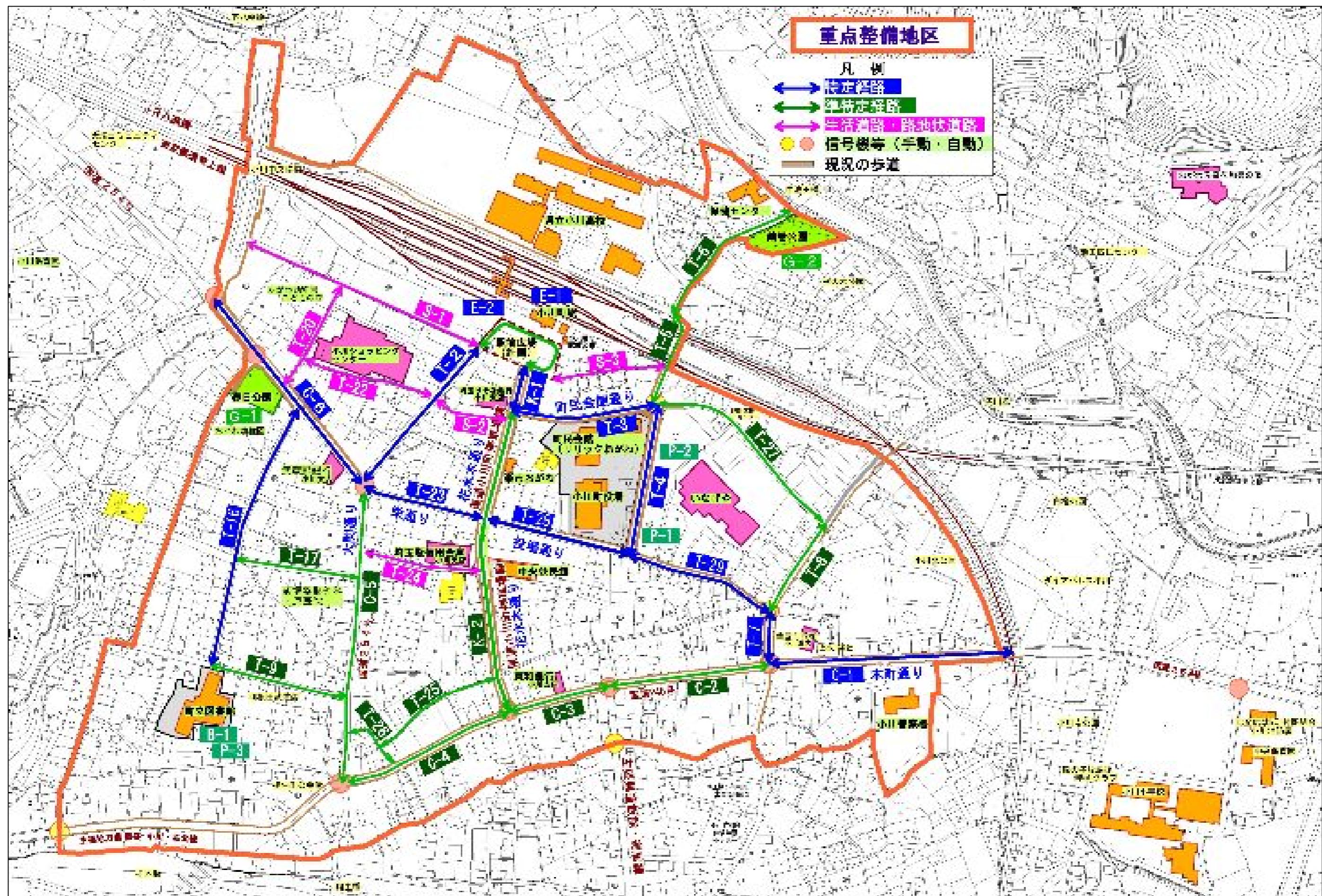
3) 中央公民館 B - 4

4) 保健センター B - 5

5) 楽市おがわ B - 6

6) 不特定多数の利用者がある医療施設・民間施設（銀行、商業施設等）

バリアフリー基本構想図



7 - 3 実施すべき特定事業等

(1) 公共交通特定事業等

特定旅客施設として位置づけ、移動しやすい経路の整備、わかりやすい誘導案内設備の整備、高齢者・障害者等に対応した使いやすい設備の整備を進めます。

1) 旅客施設

小川町駅駅舎(東武・JR) E-1

項目	整備内容	事業者	短期	中期	長期
移動経路	ホーム	ホームと列車の段差解消 東武東上線上下線ホーム2箇所設置	東武		
	エレベーターの設置	JR八高線のホームに設置	JR		
	自由通路	橋上駅舎化・自由通路整備に向けた検討、推進	小川町		
	階段	手摺に点字表示 踏面の明確化表示	東武・JR	済	
	スロープ	改札外側トイレへの段差解消 改札内側トイレへの段差解消	東武		
	改札	自動改札：車椅子対応	東武	済	
	路面	路面の改良 必要箇所を滑りにくい仕上げに改良	東武		
	駅舎出入口	スロープの設置 手摺に点字表示 踏面の明確化表示、滑り止め	東武		
	案内・誘導情報の充実	視覚障害者誘導ブロックの設置 運行情報等案内表示板：設置 路線図・時刻表・料金表等の分かりやすい表示への改良	東武・JR	済 済	
施設・設備の改良	点字発売機への更新	東武	済		
	多目的トイレの整備(改札内側)	東武			

表中略称にて記載(東武：東武鉄道株式会社、JR：東日本旅客鉄道株式会社)



特定旅客施設として、駅のバリアフリー化に向けた整備目標である平成22年までにエレベーターや多目的トイレの整備を進めます。

駅前広場への連続した移動等円滑化された経路として1以上確保し、スロープの整備を進めます。

2) 車両等

鉄軌道車両

項目	整備内容	事業者	短期	中期	長期
鉄軌道車両	車両のバリアフリー化	鉄道事業者	継続(東武のみ)		

《東武鉄道株式会社》

車両のバリアフリー化状況：約23%(総車両数1,952両)(平成18年度末)

平成22年度までに総車両数の50%のバリアフリー化を目指しています。

《東日本旅客鉄道株式会社》

現在、八高線の車両のバリアフリー化計画はされていません。

バス車両

項目	整備内容	事業者	短期	中期	長期
バス車両	車両更新時の低床車両バスの導入	バス事業者	継続		
人材育成	研修等を実施	バス事業者	継続		

車両のバリアフリー化は、各事業者とも車両更新時の対応で進めます。

《川越観光自動車株式会社》

ワンステップバスの中型を中心に、観光シーズン時の乗客対応に必要な大型車両も運行しています。

バリアフリー化に向けては、ワンステップバスを中心に導入を推進します。

《国際十王交通株式会社》

ワンステップバスの中型で運行しています。

バリアフリー化に向け、ワンステップバスの導入率をあげていくよう進めます。

《イーグルバス株式会社》

ワンステップバスの中型で運行しています。

バリアフリー化に向けては、要望を聴きながら路線ごとに対応していくよう進めます。

(2) 道路特定事業

特定経路を構成する駅前広場についての事業は、次のように設定します。

1) 駅前広場

小川町駅南口駅前広場 E - 2

整備内容・事業者 [小川町]		短期	中期	長期
小川町駅南口駅前広場	移動の円滑化促進	歩行者の安全確保（歩車分離）		
		移動経路の明確化		
		乗降しやすい乗降場の整備		
		身障者対応乗降場の整備		
		段差の解消・舗装の改良		
	案内・誘導設備	視覚障害者誘導ブロックの設置		
		駅前広場の案内情報設備の整備		
		歩車道境界の明確化		
	南口バスバース	バスバースの確保		
		乗降しやすいバス停		
	タクシープール	利便性の高いタクシープール		
	身障者乗降スペース	身体障害者等が利用しやすい乗降スペースの整備		



駅前広場は、ある程度の面積が確保されていますが、歩行空間や円滑な交通処理のための整備がされていないため、バリアフリーネットワーク経路としての歩行空間の確保を進めます。

参考

《 旅客施設 》 東武竹沢駅 [概ね整備済み]

【実施すべき事業】この基本構想の対象とせず、基本構想とは別に整備予定。

駅のバリアフリー化については、自動改札、発券機、スロープは整備されていますが、多目的トイレは未整備です。
(特定旅客施設ではありません。)

ひばりが丘地区のホンダ新工場の近接駅となっています。

駅からのアクセスルートとなる(都)3・5・13 鞠負線は、歩道付12m道路として整備されており、今後は歩道の再整備が進められていく予定です。



自動改札機



誘導ブロックとベンチ



スロープ



スロープ入口



西側駅舎出口付近



誘導ブロック

《 交通施設 》 東武竹沢駅前広場 [整備済み]

【実施すべき事業】なし



歩行空間



駅舎と照明施設



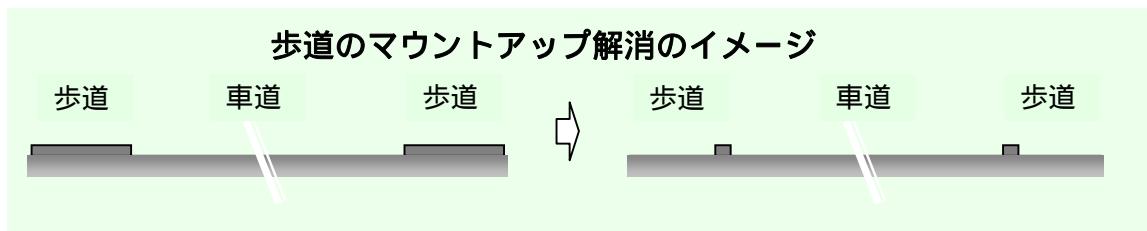
交通広場

(3) 道路特定事業

特定経路を構成する国道、県道、町道についての事業は、次のように設定します。

1) 国道254号 C-1

整備内容・事業者 [埼玉県・小川町]		短期	中期	長期
安全な歩道幅員の確保	歩道のマウントアップの解消			
	2m以上の歩道幅員の確保			
	歩道上の障害物の撤去・移設対策			
段差・舗装の改善	路面舗装の凸凹の解消			



車道部を既存の歩道高さまで嵩上げし、あわせて歩道内の側溝を路肩に移設する歩道のマウントアップの解消が始まっています。安全で安心して歩きやすい歩道の整備を進めます。

2) 国道254号 C-6

整備内容・事業者 [埼玉県・小川町]		短期	中期	長期
安全な歩道幅員の確保	2m以上の歩道幅員の確保			
	歩道上の障害物の撤去・移設対策			
	段差・舗装の改善			



歩道が整備されてはいますが片側の一部に狭い区間が残されており、バリアフリーネットワーク経路として2m以上の歩道幅員の確保を進めます。

3) 県道小川町停車場線 <都市計画道路 小川停車場線> K-1

整備内容・事業者 [埼玉県・小川町]		短期	中期	長期
安全な歩道幅員の確保	2 m以上の歩道幅員の確保			
	道路付属物・占用物の移設・集約			
	歩道上の障害物の撤去・移転対策・植樹枠の改良・撤去			
段差・舗装の改善	路面舗装の凸凹の解消、改良			
	側溝蓋の改善・交換			



歩道が整備されていますが、安全で快適な歩行空間を確保するには、植樹枠の高さや配置の改良を進めます。

歩道面の凸凹や視覚障害者用誘導ブロックの改修等により、安全で安心して歩きやすい歩道の整備を進めます。

4) 町道111号線 <都市計画道路 駅西通り線> T-2

整備内容・事業者 [小川町]		短期	中期	長期
安全な歩道幅員の確保	区画線による歩車道境界の明確化			
	2 m以上の歩道幅員の確保			
	道路付属物・占用物の移設・集約			
段差・舗装の改善	路面舗装の凸凹の解消			
	側溝蓋の改善・交換			
	グレーチングの溝間隔の改善			



歩道が整備されていませんが、バリアフリーネットワーク経路として、9 m車道を活用した短期的（カラー舗装等）な歩行空間の確保を進めます。

5) 町道112号線 <町民会館通り> T - 3 ・ T - 4

整備内容・事業者 [小川町]		短期	中期	長期
安全な歩道幅員の確保	道路付属物・占用物の移設・集約			
段差・舗装の改善	路面舗装の凸凹の解消			
	水路蓋の改善・交換			
	歩道上の障害物の撤去・移転対策			



町民会館通り



役場前通り

水路上に整備され幅員が確保された安全な歩道となっていますが、バリアフリー・ネットワーク経路として安全で安心して歩きやすい歩行空間の確保が必要となっており、水路蓋の凸凹の改修を進めます。

6) 町道122号線 T - 7

整備内容・事業者 [小川町]		短期	中期	長期
安全な歩道幅員の確保	道路付属物・占用物の移設・集約			
	歩道上の障害物の撤去・移転対策			
段差・舗装の改善	路面舗装の凸凹の解消、改良			
	グレーチングの溝間隔の改善			
	側溝蓋の改善・交換			



歩道が整備された歩行ルートであり、バリアフリー・ネットワーク経路として、安全で安心して歩きやすい歩行空間の確保を進めます。

7) 町道5231号線 T - 16

整備内容・事業者 [小川町]		短期	中期	長期
安全な歩道幅員の確保	区画線による歩車道境界の明確化			
	道路付属物・占用物の移設・集約			
段差・舗装の改善	路面舗装の凸凹の解消			
	側溝蓋の改善・交換			
	グレーチングの溝間隔の改善			
安全な歩行路の確保	街路灯の設置			



歩道が整備されていませんが、バリアフリーネットワーク経路として、歩車道境界の明確化（カラー舗装等）で歩行空間の確保を進めます。

安全な特定経路として、街路灯の設置を検討し、整備を進めます。

8) 町道5349号線 <栄通り> T - 23

整備内容・事業者 [小川町]		短期	中期	長期
安全な歩道幅員の確保	区画線による歩車道境界の明確化			
	道路付属物・占用物の移設・集約			
段差・舗装の改善	路面舗装の凸凹の解消			
	側溝蓋の改善・交換			
	グレーチングの溝間隔の改善			



歩道が整備されていませんが、バリアフリーネットワーク経路として、歩車道境界の明確化（カラー舗装等）で歩行空間の確保を進めます。

9) 町道5388号線 <役場通り> T - 2 8

整備内容・事業者 [小川町]		短期	中期	長期
安全な歩道幅員の確保	区画線による歩車道境界の明確化			
	道路付属物・占用物の移設・集約			
段差・舗装の改善	路面舗装の凸凹の解消			
	側溝蓋の改善・交換			
	グレーチングの溝間隔の改善			
安全な歩行路の確保	街路灯の設置			



片側歩道の一部が整備されていませんが、バリアフリーネットワーク経路として、歩車道境界の明確化（カラー舗装等）で歩行空間の確保を進めます。

安全な特定経路として、役場周りの街路灯の設置を進めます。

10) 町道5388号線 T - 2 9

整備内容・事業者 [小川町]		短期	中期	長期
安全な歩道幅員の確保	道路付属物・占用物の移設・集約			
段差・舗装の改善	路面舗装部凸凹の解消			
	側溝蓋の改善・交換			
	グレーチングの溝間隔の改善			



バリアフリーネットワーク経路として、安全で安心して歩きやすい歩行空間の確保を進めます。

側溝を含んだ幅の歩道が整備され安全な歩道となっていますが、段差や舗装、側溝蓋の凸凹の改修等、グレーチング等の排水施設の穴・溝間隔、大きさ改善を進めます。

(4) 準特定事業

準特定経路を構成する国道、県道、町道についての事業は、次のように設定します。

1) 国道254号 C-2・C-3・C-4

整備内容・事業者 [埼玉県・小川町]		短期	中期	長期
安全な歩道幅員の確保	歩道のマウントアップの解消			
	2m以上の歩道幅員の確保			
	道路付属物・占用物の移設・集約			
	歩道上の障害物の撤去・移転対策			
段差・舗装の改善	路面舗装の凸凹の解消、改良			
	側溝蓋の改善・交換			



C-2・C-3

車道部を既存の歩道高さまで嵩上げし、あわせて歩道内の側溝を路肩に移設する歩道のマウントアップの解消等により、安全で安心して歩きやすい歩道の整備を進めます。

C-4

旧小川農協前交差点部の歩道のマウントアップの解消が進められ、歩行者の溜まり空間も確保されています。車道部を既存の歩道高さまで嵩上げし、安全で安心して歩きやすい歩道（交差点部付近）の整備を進めます。

2) 国道254号<大関通り> C-5

整備内容・事業者 [埼玉県・小川町]		短期	中期	長期
安全な歩道幅員の確保	2 m以上の歩道幅員の確保			
	道路付属物・占用物の移設・集約			
	区画線による歩車道境界の明確化			
段差・舗装の改善	側溝蓋の改善・交換			



駅西通り線の一部としての整備を進めるにあたっては、歩道幅員 2 m以上の安全で安心して歩きやすい歩道の整備を進めます。

3) 県道小川町停車場線<花水木通り> K-2

整備内容・事業者 [埼玉県・小川町]		短期	中期	長期
安全な歩道幅員の確保	2 m以上の歩道幅員の確保			
	道路付属物・占用物の移設・集約			
	歩道上の障害物の撤去・移転対策・植樹枠の改良・撤去			
段差・舗装の改善	路面舗装の凸凹の解消、改良			
	側溝蓋の改善・交換			



歩道が整備されていますが、安全で快適な歩行空間を確保するため、植樹枠の高さや配置の改良を進めます。

歩道面の凸凹や視覚障害者用誘導ブロックの改修等により、安全で安心して歩きやすい歩道の整備を進めます。

4) 町道113号線 T-5

整備内容・事業者 [小川町]		短期	中期	長期
安全な歩道幅員の確保	区画線による歩車道境界の明確化			
	道路付属物・占用物の移設・集約			
段差・舗装の改善	路面舗装の凸凹の解消			
	側溝蓋の改善・交換			
	グレーチングの溝間隔の改善			
安全な歩行路の確保	街路灯の設置			



小川高校、保健センター、鶴巻公園への歩行ルートとして重要で、バリアフリーネットワーク経路として、安全で安心して歩きやすい歩行空間の確保を進めます。

一部水路上に整備され幅員が確保された安全な歩道となっていますが、水路蓋の凸凹の改修等を進めます。

高架下の道路幅員が狭く、歩行者の安全で安心して歩きやすい歩行空間の確保を進めます。

5) 町道113号線 T-6

整備内容・事業者 [小川町]		短期	中期	長期
安全な歩道幅員の確保	区画線による歩車道境界の明確化			
	道路付属物・占用物の移設・集約			
段差・舗装の改善	路面舗装の凸凹の解消			
	側溝蓋の改善・交換			
安全な歩行路の確保	街路灯の設置			



小川町駅から保健センター、鶴巻公園への歩行ルートで、バリアフリーネットワーク経路として、安全で安心して歩きやすい歩行空間の確保を進めます。

6) 町道122号線 T-8

整備内容・事業者 [小川町]		短期	中期	長期
安全な歩道幅員の確保	道路付属物・占用物の移設・集約			
	歩道上の障害物の撤去・移転対策			
段差・舗装の改善	路面舗装の凸凹の解消、改良			
	グレーチングの溝間隔の改善			
	側溝蓋の改善・交換			



歩道が整備された歩行ルートであり、バリアフリーネットワーク経路として、安全で安心して歩きやすい歩行空間の確保を進めます。

7) 町道212号線 T-9

整備内容・事業者 [小川町]		短期	中期	長期
安全な歩道幅員の確保	区画線による歩車道境界の明確化			
段差・舗装の改善	グレーチングの溝間隔の改善			
	側溝蓋の改善・交換			
安全な歩行路の確保	街路灯の設置			



バリアフリーネットワーク経路として、安全で安心して歩きやすい歩行空間の確保を進めます。

8) 町道5233号線 T-17

整備内容・事業者 [小川町]		短期	中期	長期
安全な歩道幅員の確保	区画線による歩車道境界の明確化			
段差・舗装の改善	側溝蓋の改善・交換			
	グレーチングの溝間隔の改善			
安全な歩行路の確保	街路灯の設置			



歩道が整備されていませんが、歩車道境界の明確化（カラー舗装等）で歩行空間の確保を進めます。

安全な特定経路として、街路灯の設置を進めます。

9) 町道5352号線・町道5353号線 T-25・T-26

整備内容・事業者 [小川町]		短期	中期	長期
安全な歩道幅員の確保	道路付属物・占用物の移設・集約			
段差・舗装の改善	路面舗装部凸凹の解消			
	側溝蓋の改善・交換			
	グレーチングの溝間隔の改善			
安全な歩行路の確保	街路灯の設置			



バリアフリーネットワーク経路として、安全で安心して歩きやすい歩行空間の確保を進めます。

状況に応じて段差や舗装、側溝蓋の凸凹の改修等、グレーチング等の排水施設の穴・溝間隔、大きさ改善などを進めます。

道路付属物・占用物の移設・集約を進めます。

10) 町道5385号線 T-27

整備内容・事業者 [小川町]		短期	中期	長期
安全な歩道幅員の確保	歩車道境界の明確化			
段差・舗装の改善	側溝蓋の改善・交換			
	グレーチングの溝間隔の改善			



商業施設(いなげや等)への買物ルートとして活用されるため、バリアフリーネットワーク経路として、安全で安心して歩きやすい歩行空間の確保を進めます。

(5) 都市公園特定事業

この基本構想で設定する「特定公園施設」として、既存の春日公園、鶴巻公園を位置づけ、バリアフリー化基準（都市公園移動円滑化基準）に適合するように努めます。

1) 都市公園

春日公園・鶴巻公園 **G - 1 ・ G - 2**

整備内容・事業者 [小川町]		短期	中期	長期
園路	道路と敷地内の段差解消 : 階段とスロープの併用と改良 : 出入口スロープの勾配改善			
公園施設	高齢者・障害者・乳幼児をつれた人等に配慮したトイレへの改善			
	水飲み、手洗い場の改善			
その他	視覚障害者等に配慮した樹木等の枝の手入れ、維持			
	照明設備の整備、改善			



春日公園



鶴巻公園

公園の出入口と主要な経路を構成する園路、広場等のバリアフリー化の確保を進めます。

春日公園の樹木の下部の枝が目の高さにある箇所は、剪定等によりの除去し、障害者等に配慮した改善を進めます。

(6) 路外駐車場特定事業

1) 路外駐車場

小川町役場駐車場 P - 1

町民会館（リリックおがわ）専用駐車場 P - 2

整備内容・事業者 [小川町]		短期	中期	長期
駐車場	シルバー・スペースの確保			
	障害者用駐車スペースの改善・拡充			
駐輪場	移動円滑化経路の明確化			



設置された障害者用駐車スペース

障害者用駐車スペースは概ね整備されています。今後は、他の障害者やバリアを一時的に持つ人々への対応ができるよう、利用者への利用範囲や案内等による周知を進めます。

高齢者ドライバーが多く、シルバー・スペースの必要性が高まっており、その確保を進めます。

駐輪場からの役場への移動経路を明確化を進めます。

図書館 P - 3

整備内容・事業者 [小川町]		短期	中期	長期
駐車場	シルバー・スペースの確保			
	障害者用駐車スペースの改善・拡充			



障害者用駐車スペースは整備されています。今後は、他の障害者やバリアを一時的に持つ人々への対応ができるよう、利用者への利用範囲や案内等による周知を進めます。

高齢者ドライバーが多く、シルバー・スペースの必要性が高まっており、その確保を進めます。

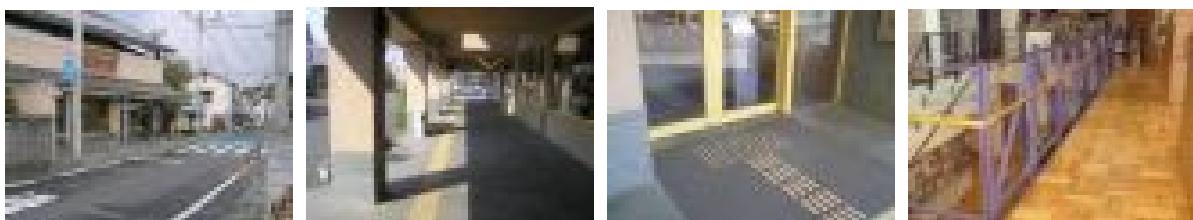
(7) 建築物特定事業

この基本構想策定時の建築物特定事業は、図書館を対象にします。「建築物移動等円滑化基準」等に基づき、高齢者や障害者等をはじめとするすべての人が利用しやすい公共施設とするためのバリアフリー化を中期的な対応で進めます。

1) 建築物

図書館 **B - 1**

整備内容・事業者 [小川町]		整備の時期		
屋内の項目		短期	中期	長期
出入口	玄関の出入り口幅 80 cm以上	自動ドアで対応		
	ドアや部屋の出入り口幅 80 cm以上の確保	対応済み		
廊下等	すれ違える廊下の幅 120 cmの確保			
	だれでも利用しやすい休憩場所、設備の充実			
傾斜路	階段以外の移動経路の段差の解消、改善	概ね解消		
エレベーター	緊急時、災害時等にも利用者の存在がわかるような工夫等の改良			
トイレ	車いす利用者でも使いやすい多目的トイレの整備	整備済み		
「案内表示」について	見やすくわかりやすい案内板への改良、改善			
情報・誘導等の充実	緊急時、災害時等にも見えやすい場所への信号灯・情報表示設備の設置			
案内設備に至る経路	視覚障害者誘導ブロックの設置、改善			
屋外の項目		短期	中期	長期
アプローチ	建物の入口に通じる通路の段差解消の改善			
駐車場	車いす使用対応スペース	1箇所確保済み		



身体障害者等のためのバリアフリー化が進められてはいますが、すべての高齢者・身体障害者等に対する総合的なバリアフリー化は、断片的で完了していません。そのため、現在の状況から、さらなるバリアフリー化に向けた改良、改善を進めます。

災害時の案内・情報・誘導方策の充実を進めます。

椅子に座れない人でも利用できるような休憩スペース、椅子等の工夫、改良を進めます。

(8) 交通安全特定事業

既に重点整備地区内には、主要な交差点等に自動信号機 7 基、手押し信号機 3 基が設置されています。今後は、利用者の要望を聴きながら、音響信号機等の設置・改良等を進めます。

1) 信号機等

信号機 S j ・ S t

整備内容・事業者 [公安委員会]		短期	中期	長期
自動信号機	生活関連経路の主要交差点でのバリアフリー化対応信号機の検討、設置			
	音響信号機の設置・改良			
	必要箇所への設置・改良			

バリアフリーネットワークを形成する特定経路及び準特定経路が交差する交差点において、他の特定事業等と連携させながら、信号機の設置や横断施設の見直しを進めます。

町道 5349 号線 (T - 23) は、国道 254 号の迂回路としての役割が終われば、県道小川町停車場線 (K - 2) との交差点部に歩行者用手押し信号機の設置を検討します。

信号機等の設置・改良及び設置の検討にあたっては、適切な「歩行者の溜まり空間の確保」を配慮に入れ、進めます。

道路標識・道路標示 D H ・ D h

整備内容・事業者 [公安委員会・小川町]		短期	中期	長期
道路標識・ 道路標示	歩行支障箇所の標識等の共架推進			
	歩行者用標識・カーブミラーの設置・改善			
横断歩道・ 交差点	生活関連経路の主要な箇所でのエスコートゾーン（視覚障害者用横断帯）の設置			
地区全体	違法駐車・違法駐輪、放置自転車対策の強化			



バリアフリーネットワークを形成する特定経路及び準特定経路等において、他の特定事業等と連携させながら、高齢者・障害者等を含めた歩行者の円滑かつ安全な横断を確保していくことを進めます。

7 - 4 その他の実施すべき事業等

役場および町民会館（リリックおがわ）については、その他の実施すべき事業として対応していくものとします。

（1）その他の経路〔バリアフリーネットワーク準経路を構成する道路〕

バリアフリーネットワークを形成する上で、小川町の特徴である生活道路の利用もその経路として活用されている実態から、町全体のバリアフリーネットワークを構築していく上で補完的な役割を持っていると考えられます。

このため、以下の町道及び生活道路に関しては、特定経路・準特定経路等の整備の際には、必要に応じてバリアフリーネットワーク準経路としての機能が果たせるように考慮して、改良、改修、改善を行うことに努めます。

1) 生活道路

町道5342号線 T-20

町道5344号線 T-22

町道5350号線 T-24

バリアフリーネットワーク準経路として安全で安心して歩きやすい歩行空間の確保に努めます。

2) 路地状道路

町道5455号線 S-1

町道5347号線 S-2

バリアフリーネットワーク準経路として安全で安心して歩きやすい歩行空間の確保に努めます。

町道5501号線 S-3

小川高校方面への通勤・通学路として、また一般町民が利用する生活道路として、バリアフリーネットワーク準経路として安全で安心して歩きやすい歩行空間の確保に向けた検討を進めます。

<共通事項>

状況に応じて段差や舗装、側溝蓋の凸凹の改修や、グレーチング等の排水施設の穴・溝間隔、大きさ改善などに努めます。

道路付属物・占用物の移設・集約を図ることに努めます。

安全な歩行路の確保に向けた街路灯の設置を進めます。



町道5455号線



町道5347号線



町道5501号線

(2) その他の路外駐車場 [民間等の大規模な駐車場等]

高齢者、障害者及び妊婦等が円滑に利用できるよう路外駐車場における障害者用駐車場の整備について、民間に働きかけます。

また、快適に安心して利用できるよう移動経路の整備について、民間に働きかけます。

この基本構想では、次の民間施設について整備の働きかけを進めます。

1) 民間商業施設駐車場 (ヤオコー、いなげや他) P a

2) 病院等の大規模駐車場 (小川赤十字病院) P b

整備内容・事業者 [ヤオコー、いなげや他]	
駐車場	シルバー・スペースの確保
	障害者用駐車スペースの拡充
駐輪場	移動円滑化経路の明確化



民間商業施設の駐車場・駐輪場



病院の駐車場



医院の駐車場

高齢者、障害者及び妊婦等が円滑に利用できるよう路外駐車場における障害者用駐車場の整備、及び快適に安心して利用できるよう移動経路の整備について、民間に働きかけます。

既に整備されているところには、今後は、他の障害者やバリアを一時的に持つ人々への対応ができるよう、利用者への利用範囲や案内等の周知について民間にも働きかけます。

高齢者ドライバーが多く、シルバー・スペースの必要性が高まっており、その確保を民間にも働きかけます。

(3) その他の建築物〔不特定多数の人が利用する公共及び民間の既存の建築物〕

生活関連施設のうち、バリアフリー化されていない既存建築物を対象とし、すべての人が安全かつ円滑に当該建築物を利用できるよう、道路等の敷地の外部から施設内までの移動経路を確保するために実施する整備内容を位置づけ、今後、施設管理者と協議・調整を進めます。

中央公民館、保健センター、楽市おがわ等の既存の建築物については必要に応じて、「建物移動円滑化誘導基準」に基づく、改良、改善を進めることができます。

災害時の案内・情報・誘導方策の充実についても改良、改善を進めます。また、民間の建築物についても同様に働きかけます。

1) 小川町役場 B-2

整備内容・事業者 [小川町]		短期	中期	長期
安全な歩行路の確保	段差解消、路面の凸凹改良			
案内・情報・誘導の充実	緊急時、災害時等にも見えやすい場所への信号灯・情報表示設備の設置			
	緊急時、災害時等にもエレベーター利用者の存在がわかるような工夫等の改良			

建物アプローチは、身障者誘導用ブロックが敷設され概ねバリアフリー化されていますが、「建物移動円滑化誘導基準」としての出入口、廊下等の幅、傾斜路、エレベーター、トイレ等については、改良、改善を進めます。

今後は、災害時の案内・情報・誘導方策の充実を進めます。

2) 町民会館(リリックおがわ) B-3

整備内容・事業者 [小川町]		短期	中期	長期
安全な歩行路の確保	段差解消、路面の凸凹改良			
案内・情報・誘導の充実	緊急時、災害時等にも見えやすい場所への信号灯・情報表示設備の設置			



建物アプローチは、身障者誘導用ブロックが敷設され概ねバリアフリー化されていますが、「建物移動円滑化誘導基準」としての出入口、廊下等の幅、傾斜路、トイレ等については、改良、改善を進めます。

今後は、災害時の案内・情報・誘導方策の充実を進めます。

3) 中央公民館 B - 4

整備内容・事業者 [小川町]		短期	中期	長期
安全な歩行路の確保	段差解消、路面の凸凹改良			



敷地アプローチ

施設入り口付近

玄関床



七夕祭りの飾り（施設入り口）

敷地内の利用状況

建物アプローチ及び1階における段差解消、路面の凸凹改良が望まれます。また出入口、廊下等の幅、トイレ等の基準適合に向けた改善、改良を進めます。

4) 保健センター B - 5

整備内容・事業者 [小川町]		短期	中期	長期
安全な歩行路の確保	段差解消、路面の凸凹改良、改善			



保健医療に関する利用者がある公共施設であり、アプローチ及び1階における出入口、廊下等の幅、トイレや、段差解消、路面の凸凹改良が進められています。引き続き改良、改善を進めます。

5) 楽市おがわ B - 6

整備内容・事業者 [小川町]		短期	中期	長期
安全な歩行路の確保	段差解消、路面の凸凹改良			



花水木通り沿道に設けられた観光施設であり、段差解消、路面の凸凹改良などを進めます。

6) 不特定多数の利用者がある医療施設・民間施設（銀行、商業施設等）

整備内容・事業者 [各事業者]		
安全な歩行路の確保	段差解消、路面の凸凹改良	
	だれでも利用しやすい休憩場所、設備の充実	
	多目的トイレの整備への改善	



不特定多数の利用者施設については、バリアフリー化に対しての意見交換を図りながら、理解・協力を得るよう民間にも働きかけ、中期的な対応で進めます。

建築物特定施設の新築には、ハートビル法の利用円滑化誘導基準を踏襲しつつ、バリアフリー化の義務付け、「建築物移動等円滑化誘導基準」及び「埼玉県福祉のまちづくり条例」に基づく整備が必要となります。

7 - 5 バリアフリー化の促進に関する事項

「新おがわ ノーマライゼーション21」(小川町障害者計画・障害福祉計画)の基本理念である「みんなが明るく元気で暮らしやすいまちをめざして」においても、“心のバリアフリー”に関する重要性が示されています。

また、バリアフリー、ユニバーサルデザインの視点は、障害のある・なしに関わらず必要とされています。

(1) 心のバリアフリー

ソフト施策としては、4つのバリアに対する「心のバリアフリー」が必要とされています。この基本構想に定める各特定事業において進められる「物理的なバリア」(円滑な移動の支障となっている物理的なもの)の整備に加え、“当たり前”的な配慮や手助けがしやすい環境づくりのために、「新おがわ ノーマライゼーション21」にあげられた基本目標を踏まえ、3つの基本方針に基づき進めています。

基本方針 1

ノーマライゼーションの考え方方が真に地域に根づき、町民一人一人がお互いに理解しあい、尊重しあう地域社会の実現に向けた交流、社会福祉、ボランティア活動等の推進によって、地域全体に理解を浸透、相互交流や相互理解を深めるための支援を図ります。

基本方針 2

“いつでも・だれでも・手軽に”必要な情報提供体制と相談者が必要とする仕組みづくりを進めます。

基本方針 3

「移動しやすく活動しやすい」まちであることは、障害のある人が地域で自立し社会参加をはじめていくためにきわめて重要です。障害のある・なしに関わらずだれもが自由に活動でき、安心して暮らせる福祉のまちづくりに向け、道路や公共施設等のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化、移動手段の確保、防災・防犯施策や権利擁護体制の確立などの推進を目指します。

4つのバリア

- 「物理的なバリア」(円滑な移動の支障となっている物理的なもの)
- 「意識上のバリア」(こころのバリア)
- 「制度的なバリア」(社会的なルールによって制限される)
- 「文化・情報面でのバリア」(災害時など必要な情報・適切な情報の提供)

(2) ソフト施策

この基本構想の対象者である高齢者、障害者等の移動制約者を念頭におきつつ、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方にも配慮します。「物理的なバリアフリー」によって整備された施設等がその機能や効果を発揮するためには、すべての人にとってお互いを思いやるという当たり前の心など、他の3つのバリアフリーも大切です。

そこで“心のバリアフリー”として、「新おがわ ノーマライゼーション21」の施策に基づき実施される事業等をソフト施策とします。

1) 町民の理解と交流の促進

施策	事業名
啓発活動の推進	広報紙等によるPR
交流活動の推進	地域交流事業の推進
福祉教育の充実	学校教育における福祉教育の充実
	福祉学習機会の充実
ボランティア活動の推進	ボランティアセンターの充実
	ボランティア養成体制の整備

2) 情報提供と相談の充実

施策	事業名
情報提供の充実	障害者福祉のしおりの配布
	広報紙の点字版・朗読テープ・拡大文字版の設置や配布
	S.Pコード文書の配布と朗読機器設置
	町ホームページによる情報提供
相談体制と支援拠点の整備	相談体制の整備・専門的な相談員の確保
	相談員研修会の実施
	ピアカウンセリングの推進
	地域生活支援拠点の整備
コミュニケーション手段の確保	情報通信機器の設置
	点訳ボランティアの養成・確保
	手話通訳者、要約筆記者の養成・確保

3) 福祉のまちづくりの推進

施策	事業名
移動の確保	移動支援事業の推進
	移動支援サービスの充実
	身体障害者補助犬法の啓発
道路等のバリアフリー化	道路不法占拠対策の強化 (特定事業等と重複掲載)

第8章 基本構想の実現に向けて

8-1 重点整備地区の取組み

この基本構想策定後は、公共交通事業者、道路管理者、路外駐車場管理者、公園管理者、特定建築物の所有者、公安委員会が、この基本構想に沿って各「特定事業計画」を作成し、事業を実施する義務（特定事業）を果たすことになります。

資料1-1 参照

同様に、この基本構想に定められた特定事業以外の事業を実施する努力義務が求められます。

短期〔平成22年（12月31日）までに整備事業が完了するもの〕に設定した各特定事業等は、緊急を要する整備等として「特定事業計画」の早期作成を十分認識し、事業の実施を図ります。

（1）特定事業の推進

1) 公共交通特定事業

小川町駅駅舎を特定旅客施設として位置づけ、移動しやすい経路の整備、わかりやすい誘導案内設備の整備、高齢者・障害者等に対応した使いやすい設備の整備に係る特定事業として進めます。

また、主務大臣の定めるところにより、バリアフリー化を確実に推進するために適当なものであることを認定申請することができます。

対象：E-1 小川町駅駅舎（東武・JR）

2) 道路特定事業

「生活関連施設」間を結ぶバリアフリーネットワークを形成し、中期にバリアフリー化を進める「交通施設」に係る特定事業は、中長期を睨んだ段階的・継続的な事業として、公共交通事業者、道路管理者、公安委員会等と事業の実施に係る連絡調整を行い、事業を進めるものとします。

対象：E-2 小川町駅南口駅前広場

3) 道路特定事業

「生活関連施設」等の間を結ぶバリアフリーネットワークを形成し、短期にバリアフリー化を進める「生活関連経路〔国道・県道〕〔町道〕」に係る特定事業は、中長期を睨んだ段階的・継続的な事業として、公共交通事業者、道路管理者等と事業の実施に係る連絡調整を行い、事業を進めるものとします。

準特定事業は、中長期的な対応として道路特定事業に準じます。

対象：道路特定事業 で示した国道、県道、町道

4) 都市公園特定事業

既存の2つの都市公園について、公園管理者、また必要に応じて町民、福祉関係団体、民間事業者が相互に協力して事業の実施に係る連絡調整を行い、中長期を視野に入れた段階的・継続的な事業として、バリアフリー化基準（都市公園移動円滑化基準）に適合するように事業を進めるものとします。

対象：G-1 春日公園、G-2 鶴巻公園

5) 路外駐車場特定事業

障害者用駐車スペースの改善・拡充として、ハンディキヤップを持つだれもが利用できるようシルバー・スペースの確保や利用者への利用範囲や案内等による周知を進めるものとします。

対象：路外駐車場特定事業で示した公共施設駐車場

6) その他の特定事業等

この基本構想に沿って各「特定事業計画」の作成にいたった場合は、中長期を睨んだ段階的・継続的な取り組みに努め、事業の実施に係るものと連絡調整を行い、事業を進めるものとします。交通安全特定事業、建築物特定事業及びその他の実施すべき特定事業等については、中長期的な対応として事業を進めるものとします。

(2) 重点地区内の取り組み

1) 段階的・継続的な取り組み

事業の実施の際には、必要に応じて、策定協議会委員の町民、福祉関係団体、民間事業者及び行政の関係者が相互に協力して、基本構想に位置付けられた事業の着実な実施、評価、改善を図っていくなど、事業の実施に係る連絡調整を行い、整備に努めます。

2) 町民への情報提供

特定事業及びその他の事業の実施状況については、広報紙や町ホームページにおいて広く町民への情報提供を行います。

3) 「移動等円滑化経路協定」の認可制度

重点整備地区内の土地の所有者等が締結する移動等の円滑化のための経路の整備又は管理に関する協定「移動等円滑化経路協定」の認可制度の活用についても検討しながら段階的・継続的な取り組みに努めます。

(3) 重点整備地区以外での取り組み

この基本構想で設定した重点整備地区以外のJR竹沢駅・東武竹沢駅周辺、或いはその他の高齢者・障害者等の利用する施設等や経路があるなど、バリアフリー化が必要と思われる地区についてもバリアフリー化を進めることが必要と考えられます。

1) 継続的改善

町全体の交通施策等や民間事業者、民間企業等とも連携し、バスや自動車等の利用を踏まえ、この基本構想で位置づけた重点整備地区以外の地区においても効果的なバリアフリー施策の展開、継続的改善に努めます。

8 - 2 今後の取組み

(1) 実現化に向けた方策

1) 事業効果と手法の検討

小川町は、策定協議会等で得られた利用当事者の意見の反映、特定事業の進捗管理や事業実施後の評価の必要性などを踏まえながら、効果的なバリアフリー施策の展開を目指し、その手法について検討していきます。

2) 整備の時期と手法

重点整備地区は、小川町駅を中心にして中心市街地と対象地区が重なっており、地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを実施し、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的とする「まちづくり交付金」などを活用し、効果的なバリアフリー施策の展開を進められるよう、特定事業等の整備時期を視野に入れながら、その手法活用について検討していきます。

